

第3期掛川市地域創生総合戦略

目 次

第1部 掛川市人口ビジョン	1
第1章 掛川市人口ビジョンの策定にあたって	1
第2章 人口の現状分析	2
第3章 人口の将来展望	11
第2部 掛川市地域創生総合戦略	17
第1章 基本的な考え方	17
第2章 まちづくりの基本理念と将来像	18
第3章 戦略方針	20
第4章 重点施策	25
重点施策1 掛川への新しいひとの動きをつくる	25
重点施策2 掛川にしごとをつくり安心して働ける ようにする	31
重点施策3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望 をかなえる	36
重点施策4 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある 安心な暮らしを守る	43
第5章 デジタル実装の基礎条件の整備	49

第1部 掛川市人口ビジョン

第1章 掛川市人口ビジョンの策定にあたって

1 位置付け

掛川市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、掛川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案するうえで重要な基礎と位置付けるものとします。

掛川市人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の意識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するものです。

2 対象期間

掛川市人口ビジョンの対象期間は、令和22年（2040年）とします。

3 構成

まず、人口の動向分析により、本市の総人口や年齢構成の変化の動向を把握し、人口に関する基本認識を共有します。

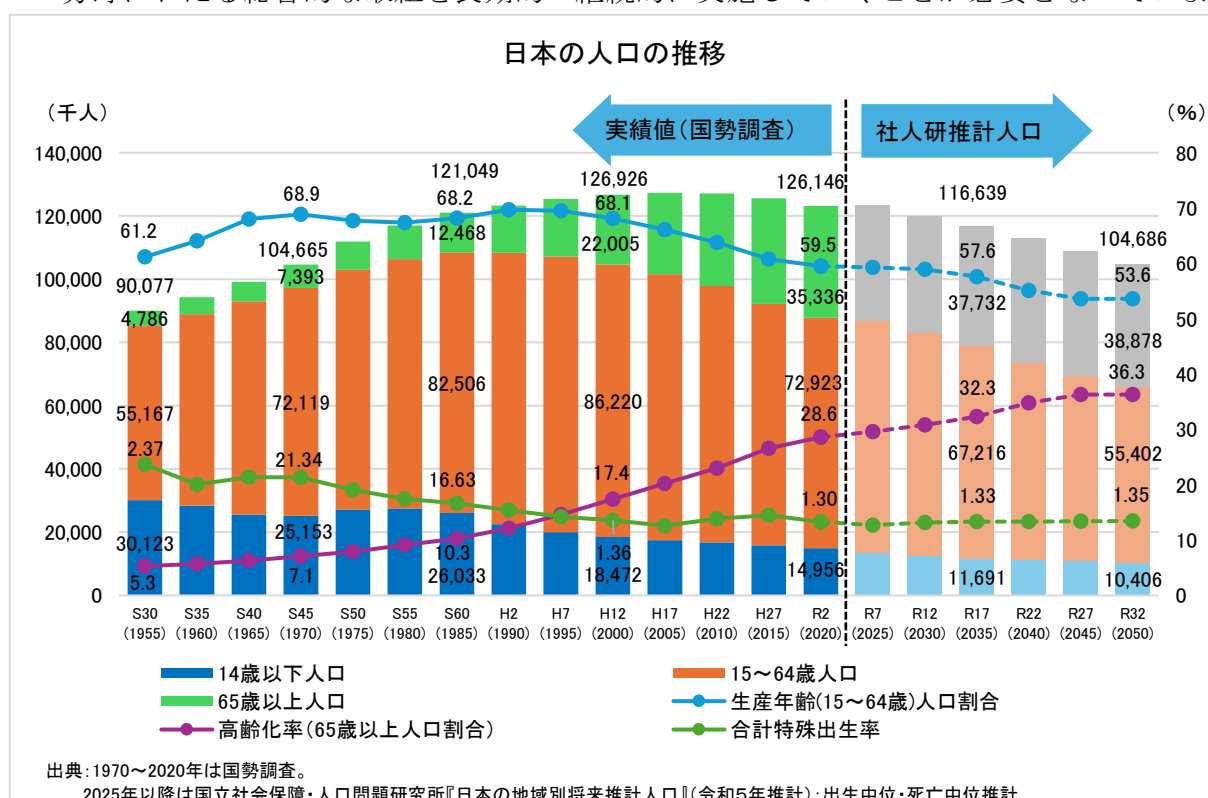
将来展望では、様々な仮定の下での将来人口推計を比較することで、人口に関する今後の課題を把握し、人口の変化が地域の将来に与える影響を考察します。こうした課題を踏まえつつ、市民の意識等を把握し、目指すべき将来の方向を示し、本市の目標人口を設定します。

第2章 人口の現状分析

1 人口動向分析

(1) 全国的な傾向分析

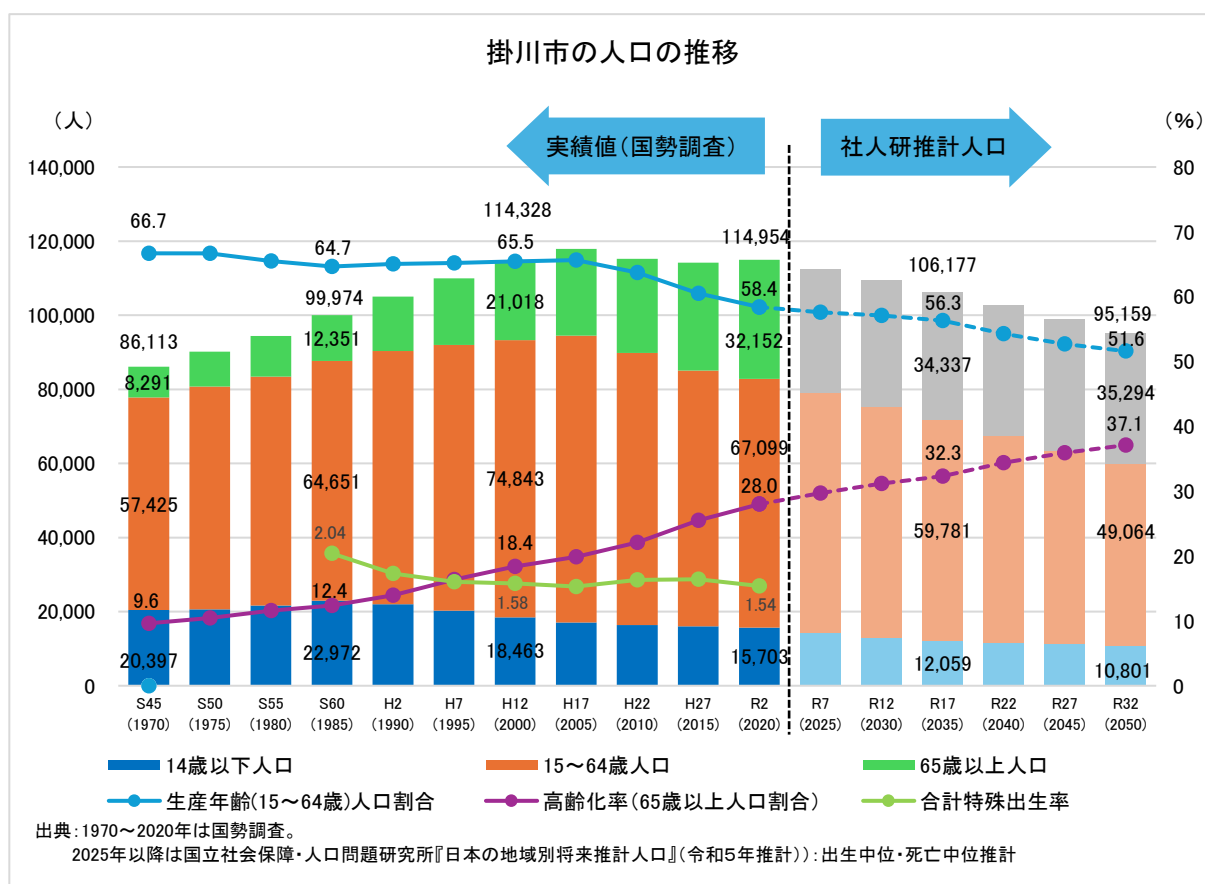
- ・ 日本の人口は、平成20年（2008年）を境に減少局面に入りました。1970年代後半から合計特殊出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準2.07を下回る状況が約45年間続いています。
- ・ 少子化が進行しながら、長らく総人口が増加を続けてきた理由に、第一次及び第二次ベビーブーム世代の影響で出生率の低下を補う出生数があったことと、平均寿命の延びにより死亡数の増加が抑制されたことがあげられています。この「人口貯金」と呼ばれる状況が使い果たされ、減少スピードが加速度的に高まっていくことが推測されています。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によれば、総人口は2050年の1億469万人を経て、2050年代後半には1億人を割り、2070年代には8,700万人になると推計されています。さらに、高齢化率（65歳以上人口比率）の上昇は継続し、2038年頃に33.9%で3人に1人の水準に達し、2070年代には38.7%、すなわち2.6人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。
- ・ 少子高齢・人口減少は、総人口の減少を上回る働き手の減少を生じ、人口減少以上に経済規模を縮小させることに繋がります。また、長期に継続する少子化による働き手の減少と高齢化による社会保障費の増大は、働き手一人への負担が増加していくことにもなります。
- ・ 労働力人口の減少と経済規模の縮小は、地域社会において甚大な影響を及ぼし、地方においては、日常生活の維持が困難になる地域も予想されています。
- ・ 少子高齢・人口減少に対応するために、地域全体で社会を支える仕組みを整えるためのまちづくり、さらに、人口減少を抑制するため、出生率の維持または向上に向けて様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施していくことが必要となっています。



(2) 掛川市における傾向分析

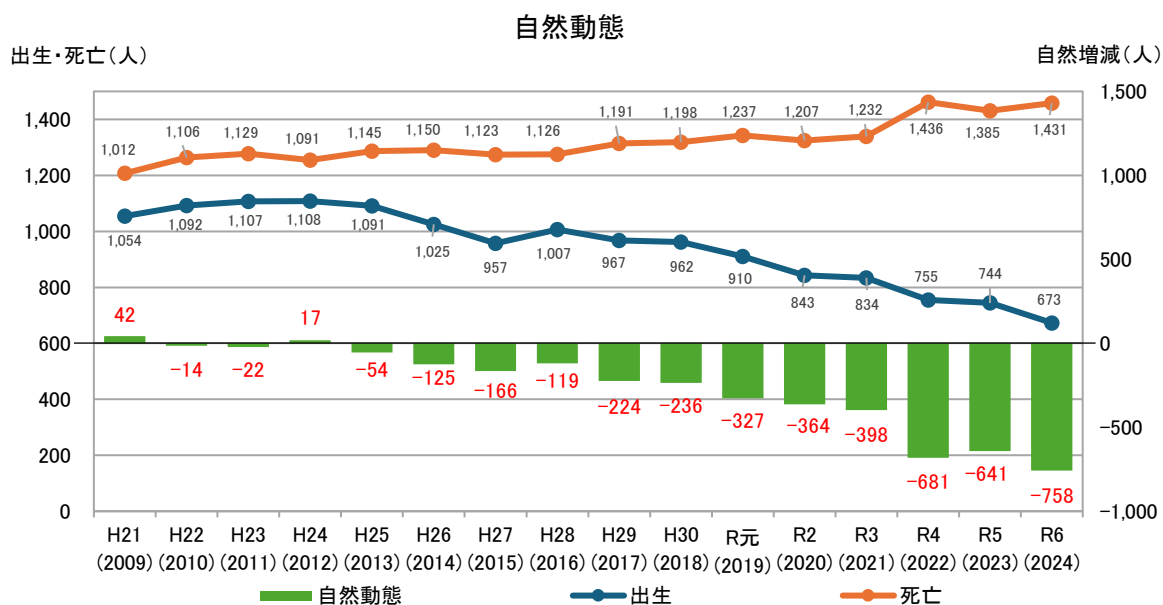
(※以下の統計データにおける「平成16年(2004年)以前の数値」は、旧1市2町の合計値を表しています。)

- ・ 国勢調査によれば、掛川市の人口は令和2年(2020年)で114,954人であり、前回調査と比較して、352人(0.3%)が増加しています。
- ・ 掛川市の令和2年(2020年)の生産年齢人口(15～64歳)割合は58.4%、高齢化率(65歳以上人口割合)は28.0%であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は増加傾向にあります。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」によれば、掛川市の人口は令和27年(2045年)に10万人を割り込むとともに、令和32年(2050年)は95,159人までに減少し、生産年齢人口割合は51.5%まで減少、高齢化率は37.0%まで上昇すると予測されており、さらにその後も、この傾向が継続すると予測されています。



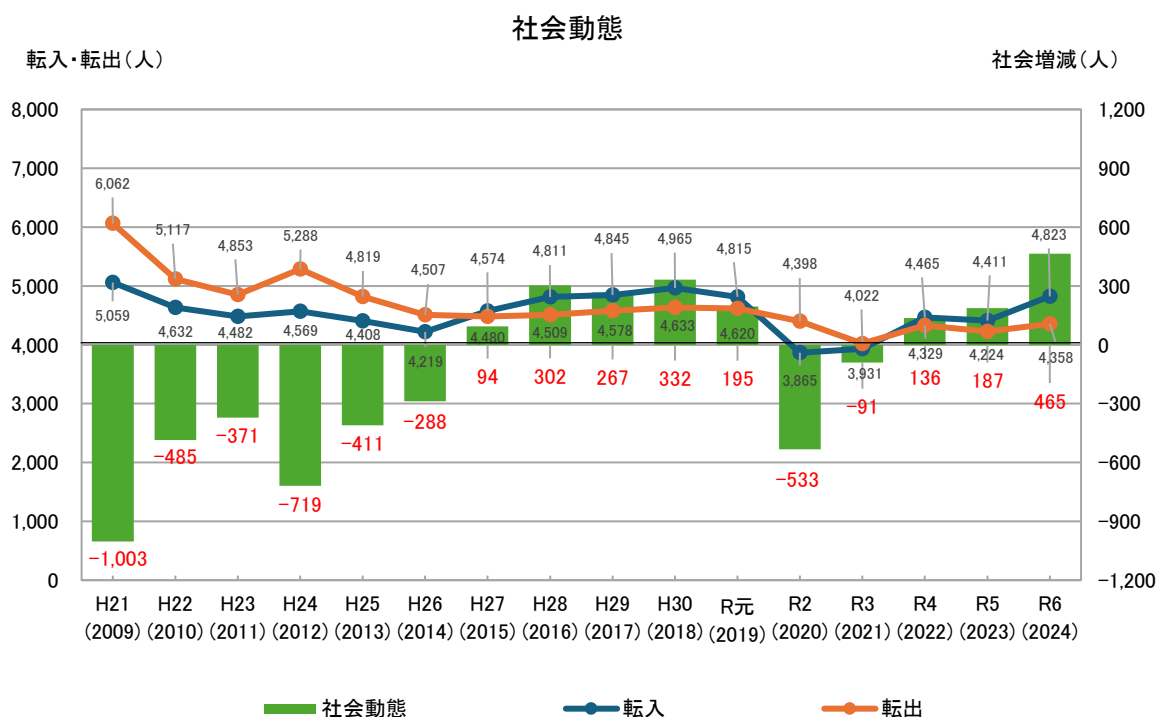
(3) 自然動態の分析

- 平成 22 年度（2010 年度）以降、医療の発達による平均寿命の延伸が進んでいるとはいえ、高齢者の全体人数が多いため、死亡数が出生数を上回り、「自然減」となっています。



(4) 社会動態の分析

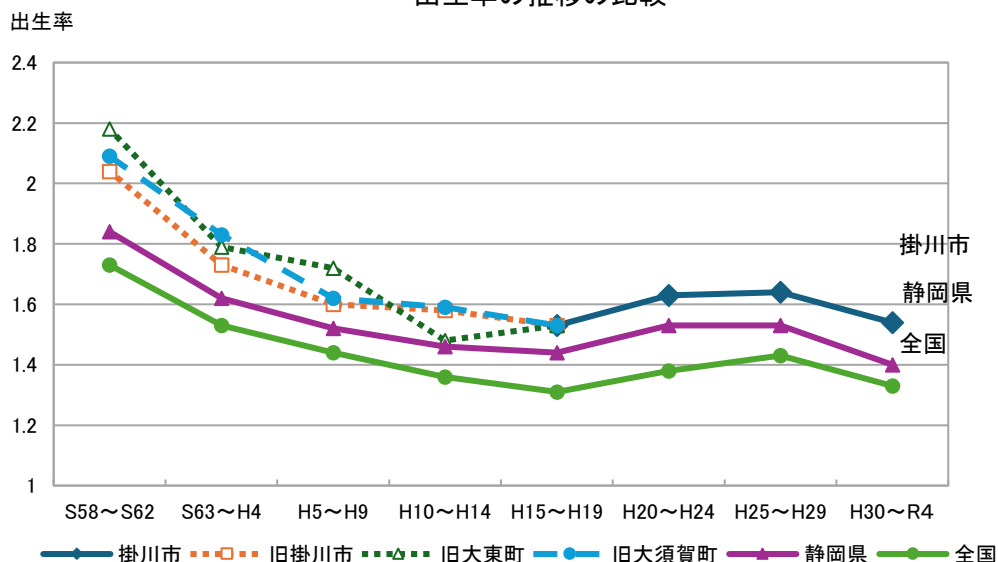
- 平成 21 年度（2009 年度）以降、転出が転入を上回り「社会減」が続いていました。平成 27 年度（2015 年度）から転入数超過が続き、令和元年度（2019 年度）から始まった新型コロナウイルス感染症拡大時は、転出数超過へと転じていましたが、近年は外国人の増加により転入数超過となっています。



(5) 出生に関する分析

- ・ 本市の合計特殊出生率については、全国平均、静岡県平均を上回っています。
- ・ 合計特殊出生率の推移を見ると、全国的な傾向として減少傾向にあったものが、一時改善したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により再び減少しています。
- ・ 出生率が一時改善した主要因としては、30 歳代の出生率が上昇したことが、全体の出生率の回復に寄与したと考えられ、30 代となった第2次ベビーブーム世代の駆け込み出産によるものといわれています。

出生率の推移の比較



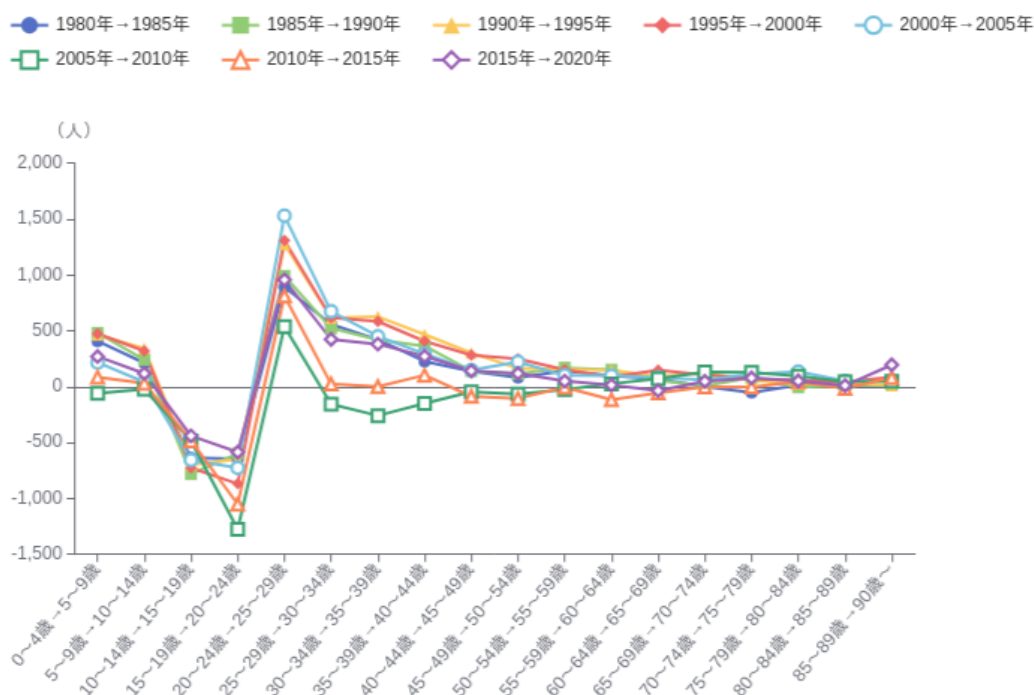
		S58 年～ S62 年	S63 年～ H4 年	H5 年～ H9 年	H10 年～ H14 年	H15 年～ H19 年	H20 年～ H24 年	H25 年～ H29 年	H30 年～ R4 年
掛川市	旧掛川市	2.04	1.73	1.60	1.58	1.53	1.63	1.64	1.54
	旧大東町	2.18	1.79	1.72	1.48				
	旧大須賀町	2.09	1.83	1.62	1.59				
静岡県		1.84	1.62	1.52	1.46	1.44	1.53	1.53	1.40
全国		1.73	1.53	1.44	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

(6) 年齢階級別の人口移動分析

- 10～14 歳から 15～24 歳になるときには、大幅な転出超過となる一方で、20～24 歳から 25～29 歳になるときには、大幅な転入超過となっており、大学への進学に伴う転出と U ターン就職による転入の影響が考えられます。
- 平成 17 年（2005 年）～平成 22 年（2010 年）においては、転出者数が転入者数を大きく上回っており、3 分の 2 以上が戻ってきていないことから、市外へ進学した若年者の就職先として選ばれる対策が重要と考えられます。
- 平成 17 年（2005 年）以前は、子育て世代と考えられる 20 代後半から 40 代前半とその子どもと推定される 10 代前半までにおいて転入超過にあり、子育て世代の家族が転入してきていることが考えられます。平成 17 年（2005 年）～平成 22 年（2010 年）においては、当該世代の転出が上回っております。平成 22 年（2010 年）～平成 27 年（2015 年）においては回復傾向となり、平成 27 年（2015 年）～令和 2 年（2020 年）には転入が上回っておりますが、引き続き子育て世代が転入するための施策の推進が求められます。

年齢階級別純移動数の時系列分析

静岡県掛川市



【出典】

総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

2 将来人口推計と分析

(1) 人口推計の概要

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計等国から提供されるデータやワークシートの活用等により、現在値を踏まえつつ、9つのパターンにより将来人口推計を行い、将来の人口に及ぼす出生や移動の影響等について検証します。

①検証パターン

出生率と社会移動の設定の組み合わせにより、検証のパターンを設定する。

検証では「出生率」と「社会移動数」の二つを変数とする。

出生率の仮定

ア[低位]何もしなかった場合(社人研推計)	令和22年(2040)の出生率 1.74
イ[中位]内閣府の「希望出生率」を仮定した場合	令和22年(2040)の出生率 1.80
ウ[高位]掛川市の出生率の実績を全国比較した見込み	令和22年(2040)の出生率 2.00

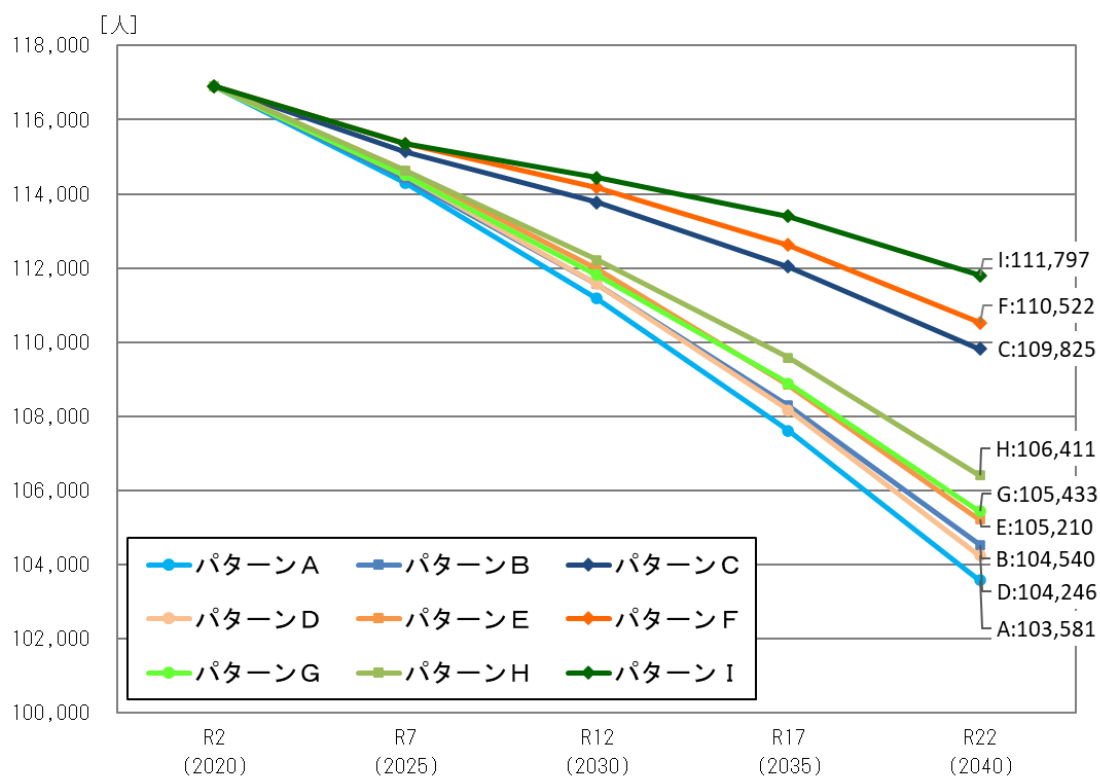
社会移動数の仮定

エ[低位]何もしなかった場合(社人研推計)	
オ[中位]直近の4年間(H29～R2 住民基本台帳)から推計	※5年間で 231人増加
カ[高位]コロナ以前の4年間(H27～30 住民基本台帳)から推計	※5年間で1,587人増加

	出生率	社会移動数		補 足
	R22年(2040)	1年間の増加数	R22年(2040) ※2020年からの増加数	
パターンA (ア×エ)	1.74 ※社人研推計	0	0	・出生率 1.64→1.74 [低位] ・社会移動の施策なし [低位]
パターンB (ア×オ)		+46人	+805人	・出生率 1.64→1.74 [低位] ・社会移動年 46人増 [中位]
パターンC (ア×カ)		+300人	+5,250人	・出生率 1.64→1.74 [低位] ・社会移動年 300人増 [高位]
パターンD (イ×エ)	1.80 ※希望出生率	0	0	・出生率 1.64→1.80 [中位] ・社会移動の施策なし [低位]
パターンE (イ×オ)		+46人	+805人	・出生率 1.64→1.80 [中位] ・社会移動年 46人増 [中位]
パターンF (イ×カ)		+300人	+5,250人	・出生率 1.64→1.80 [中位] ・社会移動年 300人増 [高位]
パターンG (ウ×エ)	2.00 ※実績からの可能性	0	0	・出生率 1.64→2.00 [高位] ・社会移動の施策なし [低位]
パターンH (ウ×オ)		+46人	+805人	・出生率 1.64→2.00 [高位] ・社会移動年 46人増 [中位]
パターンI (ウ×カ)		+300人	+5,250人	・出生率 1.64→2.00 [高位] ・社会移動年 300人増 [高位]

※社会移動は段階的に増加すると仮定し、「1年間の増加数」は最大増加仮定時の年間増加数

(2) 総人口の推計



	R2 年 (2020)	R7 年 (2025)	R12 年 (2030)	R17 年 (2035)	R22 年 (2040)
パターン A	116,907	114,300 -2.2	111,174 -4.9	107,619 -7.9	103,581 -11.4
パターン B	116,907	114,429 -2.1	111,572 -4.6	108,298 -7.4	104,540 -10.6
パターン C	116,907	115,146 -1.5	113,773 -2.7	112,045 -4.2	109,825 -6.1
パターン D	116,907	114,507 -2.1	111,565 -4.6	108,166 -7.5	104,246 -10.8
パターン E	116,907	114,637 -1.9	111,965 -4.2	108,849 -6.9	105,210 -10.0
パターン F	116,907	115,358 -1.3	114,178 -2.3	112,615 -3.7	110,522 -5.5
パターン G	116,907	114,507 -2.1	111,815 -4.4	108,895 -6.9	105,433 -9.8
パターン H	116,907	114,637 -1.9	112,218 -4.0	109,586 -6.3	106,411 -9.0
パターン I	116,907	115,358 -1.3	114,443 -2.1	113,395 -3.0	111,797 -4.4

(上段：人／下段：令和2年(2020年)を基準とした増減比(%))

■人口構造の推計値の比較

(上段：人／下段：令和2年(2020年)を基準とした増減比(%))

仮定項目	R2 年(2020)				R22 年(2040)			
	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
パターンA	116,907	15,831 (13.5)	68,855 (58.9)	32,221 (27.6)	103,581	12,523 -20.9	55,526 -19.4	35,532 10.3
パターンB					104,540	12,751 -19.5	56,257 -18.3	35,532 10.3
パターンC					109,825	13,997 -11.6	60,296 -12.4	35,532 10.3
パターンD					104,246	12,997 -17.9	55,717 -19.1	35,532 10.3
パターンE					105,210	13,232 -16.4	56,447 -18.0	35,532 10.3
パターンF					110,522	14,517 -8.3	60,474 -12.2	35,532 10.3
パターンG					105,433	14,184 -10.4	55,717 -19.1	35,532 10.3
パターンH					106,411	14,438 -8.8	56,441 -18.0	35,532 10.3
パターンI					111,797	15,827 0.0	60,439 -12.2	35,532 10.3

※年少人口(0～14歳) 生産年齢人口(15～64歳) 高齢人口(65歳～)

(3) 将来人口推計分析

①総人口の分析

- 最も人口減少が著しいパターンAによると、令和22年(2040年)の総人口は、平成22年(2010年)より約11.4%減少し約104千人と推計されます。一方、最も減少率が少ないパターンIによると、令和22年(2040年)に約4.4%の減少に留まり、約112千人と推計されます。

②人口構造の分析

- 人口構造を年齢3区分ごとに分析します。
- パターンA、B、D、Eでは、令和22年(2040年)の人口を令和2年(2020年)と比較すると、年少人口(0～14歳)で約16.0～21%減少、生産年齢人口(15～64歳)で約18～19%減少となり、64歳以下の人口(年少人口+生産年齢人口)は約18～20%減少します(84,686人→A:68,049人、B:69,008人、D:68,714人、E:69,679人)。
- パターンC、Fについても同様の比較をすると、年少人口(0～14歳)で約8～12%減少、生産年齢人口(15～64歳)で約12%減少となり、64歳以下の人口(年少人口+生産年齢人口)は約12%減少します(84,686人→C:74,293人、F:74,991人)。
- パターンG、Hについても同様に比較すると、年少人口(0～14歳)で約9～10%減少、生産年齢人口(15～64歳)で約18～19%減少となり、64歳以下の人口(年少人口+生産年齢人口)は、約16～17%減少(84,686人→G:69,901人、H:70,879人)します。
- パターンIについても同様に比較すると、年少人口(0～14歳)は減少せず、生産年齢

人口（15～64 歳）で約 12%の減少となり、64 歳以下の人口（年少人口＋生産年齢人口）は、約 1 割減少（84,686 人→I：76,266 人）します。

- ・ 高齢人口の増加率はパターン A～I は同じであり、35,532 人、10.3%の増加となります。

3 少子高齢化が地域の将来に与える影響の考察

（１）社会保障等への影響

- ・ 高齢人口は増加する見込みであるため、現行制度が変わらないとすれば、社会保障等現役世代の負担は現在より大きくなることは明らかで、市民負担の増大が見込まれます。
- ・ また、生産年齢人口（15～64 歳）の減少により、医療・福祉分野の人材不足が予想されます。

（２）産業への影響

- ・ 生産年齢人口（15～64 歳）の減少により労働力が不足し、大量雇用形態の企業を中心に事業展開が妨げられ、産業活動の停滞や事業の縮小・撤退が考えられるほか、農業の耕作放棄地や荒廃森林が増大する等の問題が予想されます。また、消費支出額の減少による影響も予想されます。

（３）家庭・地域への影響

- ・ 人口減少と少子高齢化の進展により、自治組織を中心とした地域活動への参加人数が減少し、地域社会を支える活動自体が衰退する恐れがあります。特に本市の自治組織は行政との連携の下で公共的活動を担ってきた存在であり、その役割については、長期的な視点で検討する必要があります。
- ・ 高齢者の単身世帯の増加が見込まれ、世帯内で助け合う生活保障的な役割が失われることから、そのリスクに社会としてどのように対応し、健康寿命の長い都市を形成していくのか検討する必要があります。

（４）財政状況への影響

- ・ 生産年齢人口（15～64 歳）の減少に伴う担税力の縮小により、個人市民税の減収が見込まれ、市税の減少が予想されます。
- ・ 道路や橋梁等の社会基盤の老朽化の進行も予測されるため、これらに対する効率的な財政の運用が求められます。

第3章 人口の将来展望

1 目指すべき将来の方向

将来にわたって持続することが可能な「まち」を創ること

少子高齢・人口減少社会、Society5.0 や人生 100 年時代の到来、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う社会変化により、これからは、人口増加を前提とした“成長型のまちづくり”ではなく、既存の資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げて、暮らしの質と活力を高める“成熟型のまちづくり”へ転換することが必要となっています。

これからの 10 年、20 年は、本市が有する財産を、より良い形で将来の世代に引き継ぐためのまちづくりを行う重要な期間であるといえます。

具体的には、将来を適切に見据え、社会面・経済面・環境面で持続可能な「まち」をつくる必要があります。

そのために、SDGs の考え方を施策に取り入れ、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、社会、経済及び環境の統合的な向上を図ることが求められます。

(1) 社会面で持続可能であること

①安全・安心・健康的な暮らし環境が確保されていること

持続可能なまちづくりを進める上で最も大切なことは、人が住み続けることができる環境が整っていることです。自然災害や犯罪、また日常の生活環境などあらゆる面で安全・安心が確保されていること、そしてそこに暮らす人々が心身ともに健康で暮らしていける環境があることが必要です。

②生活に必要なサービスを効率的・効果的に受けられること

人口減少社会では、効率化や費用対効果の面から、求められる場所に広くサービスを提供していくことは難しくなります。また、高齢化に伴い、車を運転しない高齢者が増え、移動に制約を受ける人が増加することが考えられます。これらのことから、行政サービスを受けにくくなったり買い物がしづらくなったりすることが予想されるため、生活関連施設の集約や、公共交通をはじめとする移動手段の確保など、生活に必要なサービスを効率的・効果的に享受できるまちづくりを進めていくことが必要です。

③社会的包摂が推進され、地域多様性や文化多様性が維持されていること

少子高齢・人口減少社会においては、まちの多様性、つまり性質の異なるものを幅広く有し、生かすこと、また、誰もが社会に関わるよう社会的包摂を推進するとともに、多様な方を受け入れる環境を整えることが、まちの魅力・活力の向上につながるといえます。地域固有の文化の伝承や活用はもちろんのこと、地域の多様性や文化の多様性を再認識・再構築し、他にはない個性的なまちづくりを進めていくことが必要です。

※社会的包摂

住民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的

な能力をできる限り発揮できるようにすること

※地域多様性

各地域が多様性を再構築し、自らの資源に磨きをかけること、複数の地域間の連携により、人・モノ・情報の交流を促進すること

※文化多様性

民族、地域及びコミュニティが、独自の歴史的文化的背景を有する様々な文化を有すること、またそのような様々な文化が存在する状態のこと

(2) 経済面で持続可能であること

①自立した付加価値の高い地域経済活動が活発に行われていること

人口減少社会では、地域経済の縮小が予測されています。人が住み続けるためには自立可能な経済状況を確保できなければなりません。地域経済活動で得られた対価（カネ）は、地域で循環してはじめて地域の活性化につながります。まちが有する多様な地域資源を有効に活用しながら、地域外の市場も視野に入れた付加価値の高い経済活動により対価を獲得し、それを地域内の市場で循環させる自立的な地域経済構造を構築する必要があります。

②多様な雇用環境が安定的に創出され、就業意欲も高いこと

少子高齢・人口減少社会の到来は人口構造が大幅に変化することを意味しており、労働力人口は、平成 12 年（2000 年）をピークに減少が継続しています。人口構造の変化に加え、グローバル化が加速し、ライフスタイルや価値観が多様化している中で、今後も地域経済を維持・向上していくためには、就業者のニーズにあった多様な雇用環境が整うことと、働くことに生きがいを持つことやチャレンジしようとする精神をもった就業者の存在が必要です。

③健全な都市経営が行われていること

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、歳入額の減少や扶助費をはじめとする社会保障費の増大など、自治体の財政構造は大きく変化するとともに、活用可能な財源も限られてくることが予想されます。健全な都市経営を実現するため、限られた財源の中で市民の満足度を高める適正かつ効率的なまちづくりを進めることと、先を見通した政策の選択と制度改革が必要です。

(3) 環境面で持続可能であること

①かけがえのない自然環境が保全されていること

水や緑などの自然環境は、人やまちに恵みと潤いを与えてくれるほか、生物多様性を維持する上でも、かけがえのないものとなっています。これらの自然環境を守るとともに、暮らしに上手く生かしていく必要があります。

②地球環境への負荷が軽減されていること

産業等の発展に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増大し、地球温暖化などの環境問題を引き起こし、気候変動や動植物の生態系に大きな影響を与えていると考えられています。温室効果ガスが発生しない技術の開発や、日常生活や様々な都市活動において、温室効果ガスの排出を抑制するまちづくりや取組など、地球環境への負荷を軽減

することが必要です。

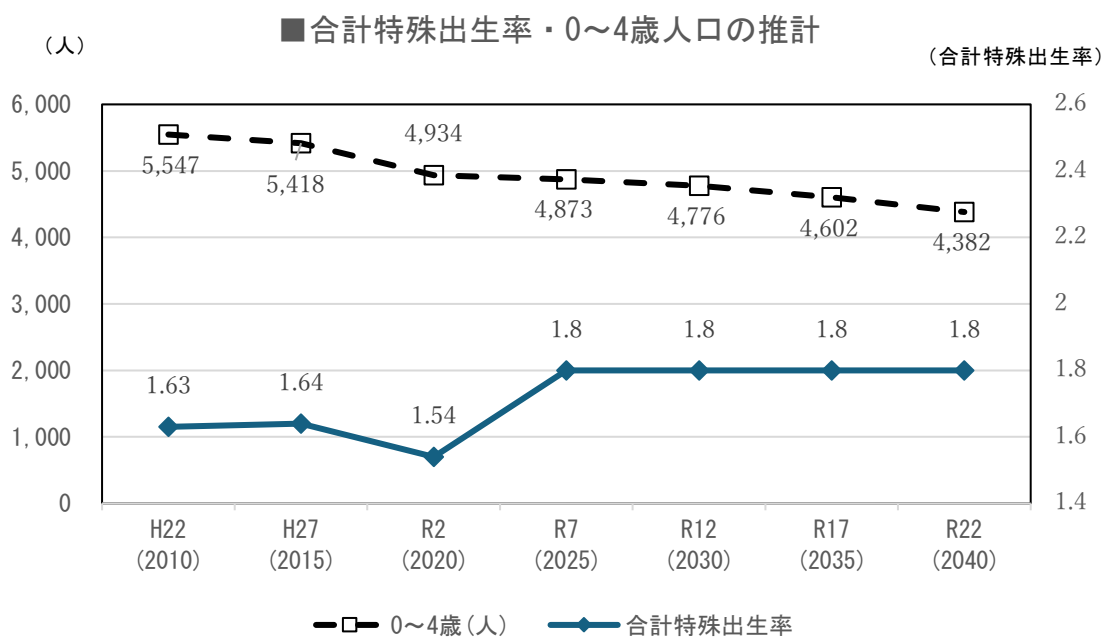
③エネルギーが循環利用されていること

石油や石炭などの化石燃料により得られるエネルギーは有限（枯渇性）であるとともに、燃料の燃焼に伴い、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。地球環境に負荷がかからず、持続可能なエネルギー利用環境を創出するため、エネルギーを創り、蓄え、再生するといった、エネルギーを循環利用する技術の開発やまちづくりを進めていくことが必要です。

2 人口の将来展望

(1) 人口の自然動態

- 将来の合計特殊出生率を、令和7年（2025年）以降1.8を維持することで、年間の出生数は、今後700人以上を維持し、少子化傾向を抑制し、推計人口の減少を緩やかにすることができます。合計特殊出生率の上昇に向けた施策を展開し、人口の将来展望は、この仮定に基づき推計することとします。



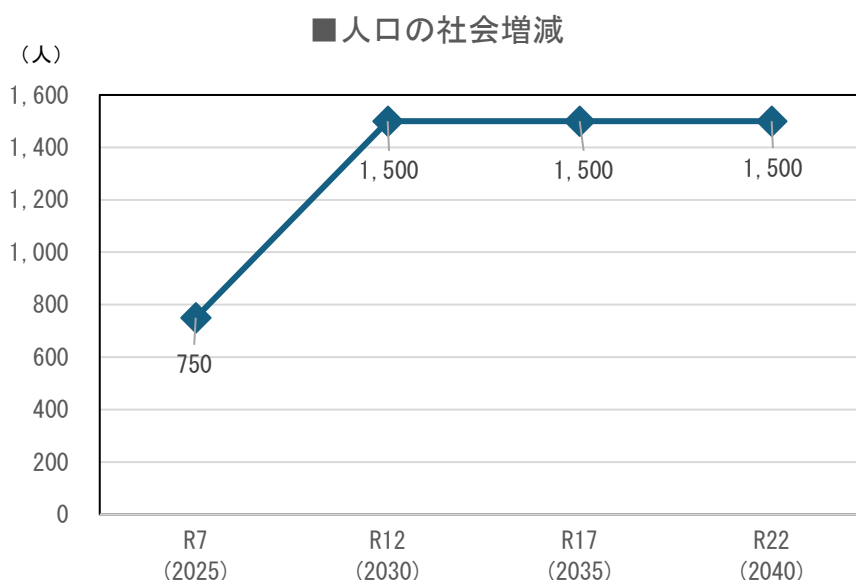
	H22 年 (2010)	H27 年 (2015)	R2 年 (2020)	R7 年 (2025)	R12 年 (2030)	R17 年 (2035)	R22 年 (2040)
合計特殊出生率	1.63	1.64	1.54	1.80	1.80	1.80	1.80
0～4 歳(人)	5,547	5,418	4,934	4,873	4,776	4,602	4,382

※合計特殊出生率は、 $n-2$ 年～ $n+2$ 年の値

※斜体は実績値、ゴシック体は推計値

(2) 人口の社会動態

- ・ 就職期、結婚期、住宅需要期にあわせて、合計特殊出生率の上昇に向けた施策を展開しながら社会増数を高めていき、令和 12 年（2030 年）に 1,500 人程度の社会増を実現することにより、現在の人口水準を緩やかに減少させることができます。



	R7 年 (2025)	R12 年 (2030)	R17 年 (2035)	R22 年 (2040)
社会増減	750	1,500	1,500	1,500
毎年平均	150	300	300	300

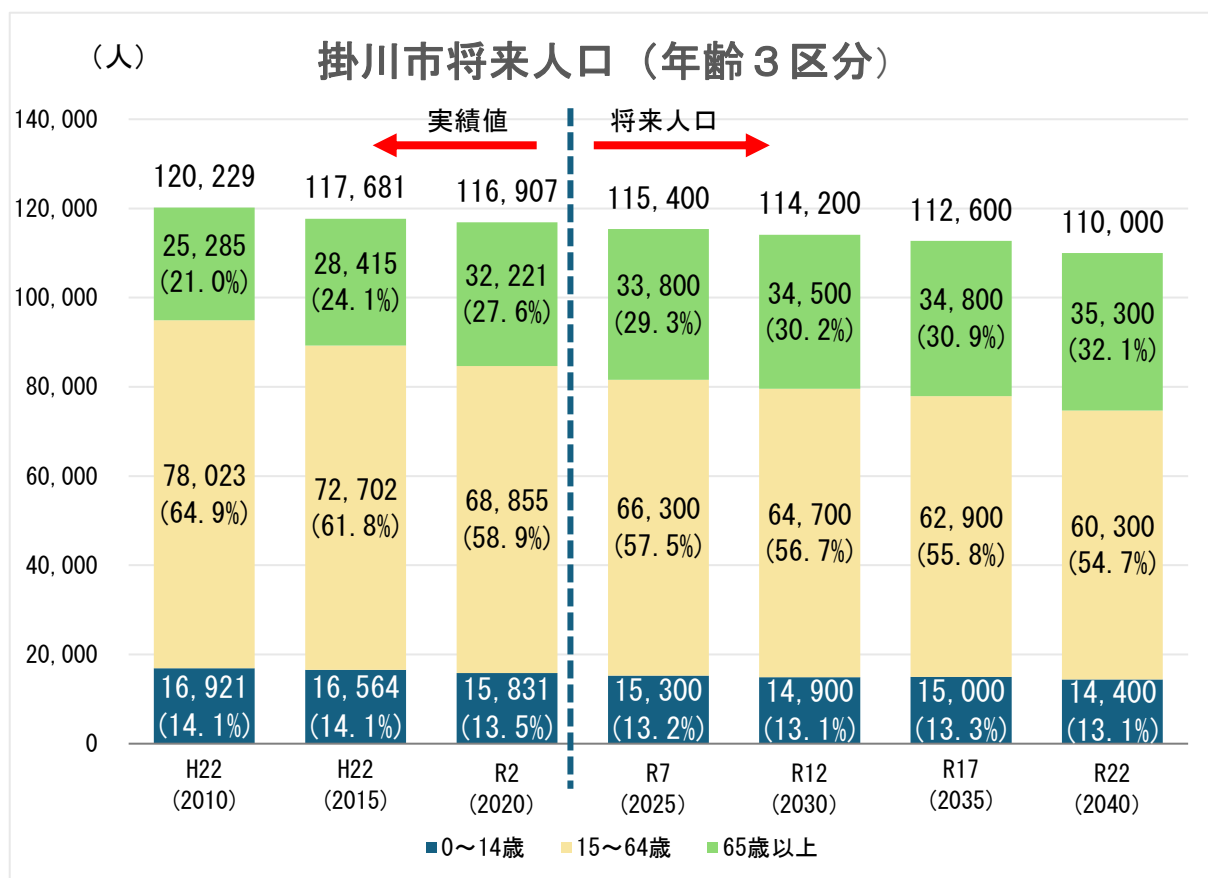
(3) 総人口

- ・ 人口の自然動態、社会動態の展望を踏まえ、本市においては、次のように将来人口を設定します。

将来人口	持続可能な掛川市を目指し、令和 22 年 (2040) に人口 11 万人を維持するために… 令和 12 年 (2030) の目標人口 114,200 人
将来人口 構成	令和 12 年 (2030) の目標人口 114,200 人の構成は 年少人口 (0-14 歳) 14,900 人 (13.0%) 生産年齢人口 (15-64 歳) 64,700 人 (57.5%) 高齢人口 (65 歳以上) 34,600 人 (30.3%)

掛川市は、将来に向けて、社会的にも経済的にも環境的にも持続発展していくために、「協働のまちづくり」を推進していきます。「協働のまちづくり」のためには、お互いに支え合い、役立ち合える繋がりづくりが必要です。

本格的な人口減少社会が到来するなか、協働のまちづくりと行政運営の効率化を見据え、その変化の中にあっても掛川市を発展させていくため、令和 22 年（2040 年）の人口を 11 万人と設定し、さまざまな取り組みを進めた成果として、令和 12 年 (2030 年) における目標人口を 114,200 人とします。



出典：住民基本台帳

第2部 掛川市地域創生総合戦略

第1章 基本的な考え方

1 掛川市地域創生総合戦略の位置付け

国が、デジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、令和4年12月に閣議決定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に沿って、第3期掛川市地域創生総合戦略を策定するとともに、個別施策については第2次掛川市総合計画ポストコロナ編の基本構想及び基本計画に沿った内容とします。

2 計画期間

第3期掛川市地域創生総合戦略の計画期間は、デジタル田園都市国家構想総合戦略の計画期間に合わせ、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。

3 戦略の推進にあたって

第3期掛川市地域創生総合戦略は、第2次掛川市総合計画改定【ポストコロナ編】の改定時に、市民委員会や将来ビジョン検討会、市民意識調査等による多様な市民の意見や意識を把握するとともに、外部有識者による掛川市総合計画審議会を設置するなど、幅広く参画いただいた内容を基に、策定しました。

本戦略を推進するにあたっては、行政だけでなく、市民、地域、団体、事業者等の力が重要となることから、「掛川市自治基本条例」や「掛川市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、協働により市全体で強力に推進していくこととします。

また、数値目標及び重要業績評価指標（KPI）等を基に事業の進捗・効果等について着実に検証を行い、より効果的な戦略となるよう必要に応じて見直しを行います。

なお、効果検証及び見直しは、市民や外部有識者の参画を得て行うものとします。

第2章 まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

平成25年（2013年）4月に本市のまちづくりに関する最高規範として「掛川市自治基本条例」を施行し、その条例に基づいて第2次掛川市総合計画は策定されています。まちづくりの基本的な考え方となる基本理念は、市民等が等しく主体的に参加でき、自ら行動することや、互いに信頼し、支えあい、役立ちあいながら、まちづくりを推進することにあります。また、協働のまちづくりを進めるためのキーワードとして、①情報共有、②参画、③協働を基本原則とします。

【基本理念】

「協働のまちづくり」

- 市民誰もが等しく参加でき、多様性を認め、支えあい、役立ちあう地域社会の構築
- 地域の歴史や文化を尊重し、報徳の精神や生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくり

「キーワード」

① 情報共有

まちづくりに関する情報を市民共有の財産と捉え、市民や市議会、行政は意識的かつ積極的に情報を提供するとともに把握し、お互いに情報共有を図りながらまちづくりを進めます。

② 参画

まちづくりの主体である市民が市政に主体的に関わり、市民参画によりまちづくりを進めます。

③ 協働

自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するため、市民や市議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする「協働」によりまちづくりを進めます。

2 掛川市の将来像

【掛川市の将来像】

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

「掛川市自治基本条例」では、市民自治によるまちづくりの実現により創造する掛川の姿を「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」としています。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化につながります。子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指します。

第3章 戦略方針

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を実現するため、20～30年後の本市の将来を見据えたとき、今後取り組むべき姿勢を戦略方針として掲げ、まちづくりを進めていきます。

1 戦略方針

未来に向けてチャレンジできるまち掛川

社会状況や自然環境、人々の生活や価値観は、急速に大きく変化しており、掛川市は、持続可能な未来に向けて、地域の歴史を誇り、大切にしながら、新しいステージに挑むときを迎えています。

平成19年（2007年）12月に発信した「生涯学習都市宣言」は、市民が少しでも多くの幸せを実感し、健康で生きがいをもって生きていくために、一生涯学び続けていくことを掲げています。また、平成25年（2013年）4月に施行した「掛川市自治基本条例」は、協働により「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の創造を目指しています。

学びを続け、ともに役立ちあう「生涯学習」は、市民のチャレンジの積み重ねにより実現するものであり、市民によるチャレンジが広がることは、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」へとつながります。

本市は、この「生涯学習都市宣言」と「掛川市自治基本条例」の理念を実現するため、市民一人ひとりが輝き、いつでも、誰でも、何回でも、「未来に向けてチャレンジできるまち」を目指します。

また、掛川市の新しいまちづくりにおいては、対話を重視しながら、時代や社会の変化を的確に捉え、固定観念や既存の手法にとらわれることのない柔軟な思考で、一歩先の未来を描きながら取り組みます。

2 戦略

令和の時代になり、人生 100 年時代やテクノロジーの急激な進化による Society5.0 の到来、SDGs の推進等の変革の時代を迎えました。そして、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症拡大により、社会環境や経済状況、人々の生活や価値観まで大きく変化し、格差の拡大や社会の分断が起きています。すべての人に優しくサステナブル（持続可能）なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携、官民連携等の様々な連携により、課題解決を図っていく必要があります。

そのため、本計画では、20 年後の掛川市を見据えて、ポストコロナ時代の「新しい生活様式」への移行や地方分散の流れ、デジタル化の浸透といった環境の変化を踏まえ、SDGs や DX をより一層推進し、地域内で人や物が循環し、誰ひとり取り残されることのない包摂的な社会を目指すために、以下の戦略を立て、積極的な少子化対策を進めて人口増を目指した施策を推進していきます。

重点施策

- (1) 掛川への新しいひとの動きをつくる
- (2) 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

デジタルの力を活用

デジタル実装の基礎条件整備

- (1) 行政の DX 市民中心の行政に向けた変革
- (2) まちの DX 市民や企業、行政のつながりによる変革
- (3) 安心な DX へ DX 推進のサポート

(1) 掛川への新しいひとの動きをつくる

少子高齢化進行の一因となっている東京圏への一極集中の傾向は継続しており、これを是正しようとする動きが進んでいます。東京在住者のなかで地方へ「移住したい」という潜在的希望者を掛川市への移住・定住に結びつけます。

掛川の自然や地域文化等の魅力を高めるとともに交通の利便性を活かし、様々な主体の知恵を連動して、掛川に人を呼び込みます。さらに、交流人口・関係人口の拡大を移住・定住に繋げる取組を促進します。

移住・定住にあたっては、受入体制を整え、既存ストックを有効活用した誘導を行うとともに、個性豊かで多様な人材の確保を促進します。また、国際交流の時代からまちの国際化への転換を目指し、外国人住民と連携し、外国人観光客や海外からのビジネスを呼び込める体制を地域に創っていきます。

重点プロジェクト1-1

掛川流文化の創造と発信

重点プロジェクト1-2

中心市街地活性化と多極ネットワーク型コンパクトシティ

重点プロジェクト1-3

観光の振興

重点プロジェクト1-4

シティプロモーションの推進

(2) 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする

東京圏から地方への潜在的移住希望者にとって一番の不安・懸念材料は、雇用であるとの調査結果があります。移住希望者の雇用への不安を払拭するとともに、進学で市外へ転出した若者が希望する就労先が不足するために戻らない状況を克服します。また、現在活かされていない潜在的な労働供給力を地域の雇用に繋げます。

雇用のミスマッチの解消に向けて、雇用の量だけでなく、職種や雇用条件、女性の就労機会の向上を支援します。地域産業や地域資源を活かした起業や事業活動の活性化を支援する等、新たなチャレンジを推奨するとともに、ICTを活用した新たな事業開拓や働き方の創出等による多様な就労形態を支援していきます。

また、正規雇用者の増加促進やワーク・ライフ・バランスの推進により、雇用の質の向上を図ることで、地域の経済力・消費力を高めます。

重点プロジェクト2-1

みんなが働ける掛川創造事業

重点プロジェクト2-2

しごとを生み出すイノベーション支援

重点プロジェクト2-3

掛川市の新たな開拓 ふじのくにフロンティアと企業誘致

重点プロジェクト2-4

明日を拓く農業 農業ビジネスの推進

（３）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

独身男女の８割以上は結婚の意思を持ち、希望する子どもの数は約１．８人となっています。少子化を克服するためには、結婚と出産の希望を叶える必要があります。若い世代の安定的な経済基盤の確保と、子育てと就労を両立できる働き方の実現を推進し、結婚・出産・子育ての希望を実現します。

若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、家庭を築ける環境を整備するとともに、家庭、地域、企業、行政が連動し、市民総ぐるみで次世代を育成する体制と環境を整え、結婚、出産、育児について希望を持つことができる地域を形成します。

また、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの確保により夫婦が希望する子育て環境を提供し、希望する子ども数の実現に繋がります。

重点プロジェクト３－１

学びの協働アクションプロジェクト

重点プロジェクト３－２

子どもは地域の宝 地域の子育て力向上プロジェクト

重点プロジェクト３－３

家庭の子育て力・教育力向上プロジェクト

重点プロジェクト３－４

企業の子育て力向上プロジェクト

重点プロジェクト３－５

結婚・出産・子育て環境整備プロジェクト

（４）明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

「ひと」と「しごと」を呼び込むことで生み出された活力をまちづくりに活かすことで、継続的に住み続けたいまちとすることが必要です。

自然災害や犯罪等から暮らしの安全を確保するとともに持続可能なまちづくりを推進し、豊かで潤いのある地域を形成していきます。

誰もが安心して暮らすことができる自立した地域形成のため、安全な都市基盤環境を整備するとともに、地域で活躍できる人材を増やすことで、地域の課題を地域で解決できる連携体制や仕組みづくりを支援します。

また、誰もが社会活動に関わり、まちに活力を与えることができるよう健康長寿の市民が多いまちづくりを推進します。

重点プロジェクト４－１

国土強靱化 強くしなやかな明るい未来の国土づくり

重点プロジェクト４－２

資源循環による脱炭素社会の実現

重点プロジェクト４－３

「ふくしあ」でつなぐ 地域の暮らしと健康づくり

重点プロジェクト４－４

地域の絆で課題解決 掛川流協働によるまちづくりの深化

重点プロジェクト４－５

選択と集中 行財政改革の推進

（５）デジタル実装の基礎条件整備

４つの重点施策の実現に向けて、デジタルの力の活用により、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を推進し、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な人の幸せ(Well-being)が実現できる社会を目指します。

掛川市は市民や市議会、行政がお互いに尊重しあい、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする協働によるまちづくりをすすめています。

この「協働のまちづくり」とともに、DXを推進し「人、モノ、コト、情報」をつないでいくことで、「ともにチャレンジ（共創）」しやすい環境づくりをしていきます。こうすることでともに豊かになっていく「未来に向けて誰もがつながるまち」を目指していきます。

デジタル実装の基礎条件整備１

行政のDX 市民中心の行政に向けた変革

デジタル実装の基礎条件整備２

まちのDX 市民や企業、行政のつながりによる変革

デジタル実装の基礎条件整備３

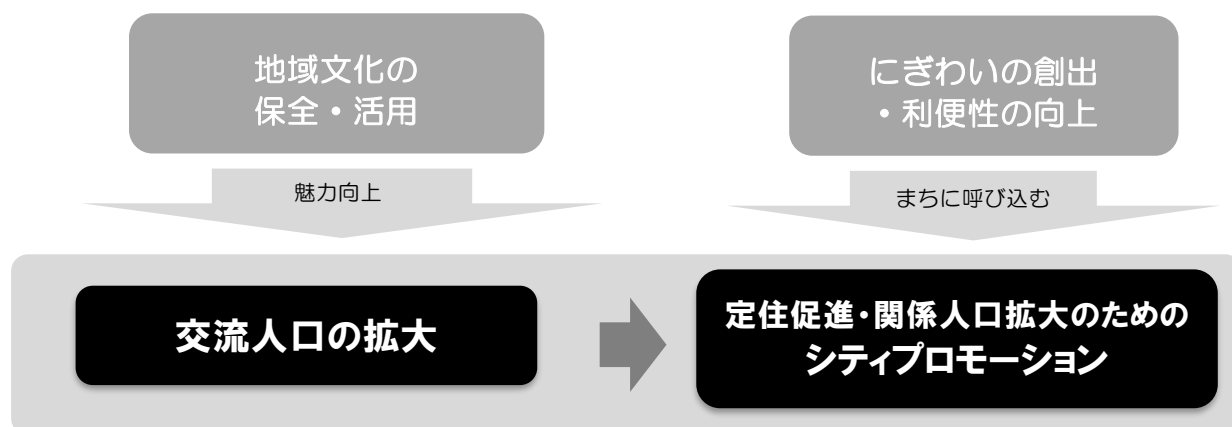
安心なDXへ DX推進のサポート

第4章 重点施策

重点施策1 掛川への新しいひとの動きをつくる

「近き者^{よろこ}悦べば、遠き者^{きた}来らん（論語）」のとおり、住んでいる人が良いと思えるまちづくりを推進することで、掛川へのひとの動きをつくれます。

地域の文化を活かして魅力の向上を図るとともに、にぎわいの創出や利便性の向上を図るとともに、この取組を活かして観光誘客による交流人口拡大の施策、定住促進及び関係人口拡大のためのシティプロモーションの施策を推進していきます。



数値目標

掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合
令和9年 85% （令和6年 84.1%）

人口の社会移動
令和7年以降 転入超過 300 人
（令和6年 転入超過 465 人）

重点プロジェクト１－１ 掛川流文化の創造と発信



掛川に今ある文化を継承しさらに発展させて新たな文化を創造していくことで、文化の力で市民の心を豊かにするとともに、交流や移住・定住の促進につなげます。

掛川らしい文化の創造・発信に取り組み、市域全体に、子どもから高齢者まで、文化に親しみ自ら高めていくよう、様々な団体が協働し、市民総参加で文化にしたしみ、つたえ、つくり、ささえる体制を構築することを目指します。

◆具体的な施策

1 文化芸術・スポーツ事業の充実

子どもから高齢者まで様々な市民が質の高い芸術作品に親しむ機会や、自ら文化芸術を創造する機会を充実し、気運を醸成します。

また、かけがわ茶エンナーレ等の活動を通じ、文化活動団体や茶業関係者、観光関係者、企業、市等が連携し、市民にとって最も身近な文化である「茶」と文化芸術の結びつきを促進し、「茶」を「縁」にした国内外の交流拡大を図り、掛川らしい文化を創造し、発信します。

既存の文化や芸術の活動団体については、持続可能な活動の支援を強化します。

更に、スポーツを始めるきっかけづくり等のために、参加しやすい環境づくりや組織の育成を進め、スポーツに関するイベント等を企画し、参加機会の拡大を図ります。

2 関連団体・施設のネットワーク化

文化芸術施設や歴史的建造物等のネットワーク化を図り、それぞれの特徴や魅力を活かし、市域全体で学ぶ環境を整えます。また、文化芸術団体が連携しコミュニケーションを図ることで、文化芸術事業の積極的で効率的な情報の受発信を行います。

また、横須賀城跡、高天神城跡や松ヶ岡の文化財について、市民等との協働で保存修復に取り組み、積極的に活用していきます。

3 子どもの文化芸術活動推進

子どもが文化に積極的に親しみ、感性や創造力を育んでいけるよう、文化活動団体や教育機関、市等が連携し、市内小中学生等が本物の芸術に触れ、体験する機会を提供します。

◎重要業績評価指標（KPI）

- ① 1年間に文化芸術の鑑賞やスポーツの観戦をした市民の割合
令和9年 80% （令和6年 50.9%（文化芸術のみ））
- ② 1年間に文化芸術活動やスポーツ活動をした市民の割合
令和9年 70% （令和6年 15.2%（文化芸術のみ））

③郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民の割合

令和9年 60% (令和6年 46.1%)

④小中学校への文化活動のアウトリーチ活動数

令和9年度 10回 (令和5年度 9回)

重点プロジェクト1-2

中心市街地活性化と多極ネットワーク型コンパクトシティ



本市の都市としての魅力を高め、ひとを都市に呼び込むため、賑わいや交流を生む施設の立地、まちなかの住宅の確保等により、中心市街地・地域商業の活性化を図るとともに、移動手段を最適化し、中心市街地と各地域とのネットワーク強化を図ります。

◆具体的な施策

1 中心市街地の活性化

まちなかの賑わい創出、まちなか居住の促進、まちなか交流人口の増加を図ります。

ハード事業としては、街路空間を再構築し、居心地が良く歩きたくなるまちづくりの取り組みを進めます。まちなかが持つ魅力を向上させ、多様な人々を惹きつける好循環を生み出します。

ソフト事業としては、歩行者天国を活用した様々なイベントを開催するとともに、魅力ある店舗・事業所等の集積を図るため、若者から高齢者まで、どなたでも中心市街地で創業し、ビジネスを展開できるよう、空き店舗活用助成や創業支援等を実施します。

2 中心市街地と各地域のネットワーク強化及び持続可能な地域公共交通網の形成

増加する高齢者等、交通弱者の生活を支えるため、新幹線駅等を有する中東遠地域の広域交通の拠点であり、商業機能等が集積する中心市街地と各地域との移動手段を最適化し、ネットワークの強化を図りつつ、市街地の外の地域における生活に必要な機能を維持・確保するため、駅及びバス停等の利便性向上の施設整備や多機能化を行い、持続可能な地域公共交通網の形成を目指します。

3 移動・健康づくりをシステム化したコミュニティの研究

地域が持続可能なコミュニティを形成するため、地域を構成する住民一人ひとりが、自立して健康的な生活を送ることができるよう、気軽に外出し買い物や医療機関に通院できるなど、地域外に出られる移動手段の確保とそれを支える健康づくりの研究をします。

4 地域商業活性化事業

市内外からの誘客を図るため、関係事業者、商工団体、市等が連携し、けっトラ市や納涼まつりなどの地域活性化活動等を実施し、市内各地の地場産品や特産品等を市内外の

消費者や観光客に効果的に発信します。

◎重要業績評価指標（KPI）

- ①中心市街地の歩行者通行量（平日の主要7地点合計の10時間の歩行者通行量）
令和9年度 5,640人 （令和6年度 5,632人）
- ②中心市街地の居住人口
令和9年度 1,311人 （令和6年度 1,363人）
- ③まちなか交流人口
令和9年度 491,878人 （令和5年度 491,878人）
- ④空き店舗への出店件数
令和9年度まで 累計24件 （令和5年度までの累計19件）
- ⑤通勤・通学・通院・買い物等に出かける時に公共交通に不便を感じない市民の割合
令和9年度まで 42.1% （令和6年 23.3%）
- ⑥都市計画により、住宅・商業・農業がバランス良く配置されていると思う市民の割合
令和9年度まで 46.8% （令和6年 45.3%）

重点プロジェクト1-3 観光の振興



かけがわの自然や景観、歴史や文化など、地域の様々な観光資源を掘り起こし磨き上げ、宿泊や市内周遊の促進を図るとともに、国内外からの来訪者が快適で安全・安心な旅ができるための環境づくりを進めていきます。また、観光関係団体や事業者、地域、行政が連携し、観光客の満足度を高め、何度も訪れたいと思える魅力ある持続可能な観光地づくりを進めます。

◆具体的な施策

1 地域資源を活用した体験交流型観光の推進

地域資源の魅力を交流人口の拡大につなげるため、「掛川茶」、「掛川駅」、「掛川三城」、「報徳の教えと生涯学習」、「自然資源」の5つの地域資源を観光振興の核とし、地域住民や関係事業者、観光協会、市が連携することで、伝統・文化・企業・農業・食・スポーツ等を活用した体験交流型観光を推進します。

2 外国人観光客誘客の促進

訪日外国人誘客を促進するため、周辺自治体と連携し、富士山静岡空港を活用したプロモーションを行います。また、公衆無線LANや翻訳アプリ等の環境整備に取り組み、訪日外国人の興味・ニーズにあわせた観光商品やプロモーションについて研究し、取り組みます。

3 魅力的な情報発信と広域観光の推進

掛川のまちの魅力や賑わいを高めるため、Facebook「掛川観光ホット NEWS」やInstagram等 SNS の活用による情報発信だけでなく、市民が地域資源の魅力を知り、その魅力を多くの人の力でシティプロモーションにより広げていくことで、観光情報が活性化する仕組みづくりを進めていきます。また、「栗ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス」やエコパ・つま恋リゾート彩の郷で開催される大型イベントに合わせた情報発信、観光商品や特産品の売り込みと開発等により本市の認知度向上を図ります。また、周辺市町や関係機関との広域連携によるPRを行い、国内外からの集客獲得を推進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

①観光交流客数

令和9年度 6,000 千人 （令和5年度（速報値） 5,341 千人）

重点プロジェクト1-4 シティプロモーションの推進



本市が住みやすく、住みたくなるまちであることを移住希望者等へアピールすることにより、移住・定住を促進するため、歴史や自然、茶文化、報徳思想、交通利便性等、移住希望者の心に響く掛川の魅力をわかりやすく定義し、市民の掛川への愛着・誇りを醸成するとともに、地域の魅力を磨き、市民総ぐるみでシティプロモーションに取り組み、関係人口や交流人口等の増加を目指します。

◆具体的な施策

1 シティプロモーション戦略の推進

交流人口・関係人口の拡大、移住・定住の促進を図るため、また、市民の郷土愛を醸成するため、市民や事業者、市が連携し、ブランドメッセージ「あなたの夢、描いたつづきは掛川で。」の浸透や、夢がかなうまちのイメージ定着に向け、市民総ぐるみでシティプロモーション戦略を推進します。

また、県外からの移住促進のため、本市のみならず静岡県内の素晴らしさや優位性を含め、広域的な視点から本市をくらしの拠点とするメリットや魅力を発信していきます。

2 移住・定住相談窓口・支援体制の充実

シティプロモーションと連動させ、県等の関係機関と連携し、しごとや住宅等の生活情報をワンストップで提供する移住・定住相談窓口・支援体制の充実、首都圏での出張相談を推進します。併せて、移住・定住の促進や、就業・子育て等を支援する助成制度等を研究・実施してきます。

3 空き家の活用による移住・定住の促進

増加傾向にある空き家について、撤去しなければならない物件、活用できる物件を仕分けし、活用できる物件については地域資源と捉え、所有者や地域と協力して活用を促進します。また、本市への移住・定住希望者に対して、希望にあった住まいを提供するため、「掛川市空き家バンク」の情報を地域や市民団体と協働で提供します。

4 U I J ターン・地元定住に係る支援

本市に住みたいと思う人が定住できるよう、生活や就職等の必要な情報提供を行うとともに、奨学金等の支援策を研究・実施します。

◎重要業績評価指標（K P I）

①東京圏在住者や市内観光客等に対するシティセールスの実施数

令和9年度 20回 （令和5年度 20回）

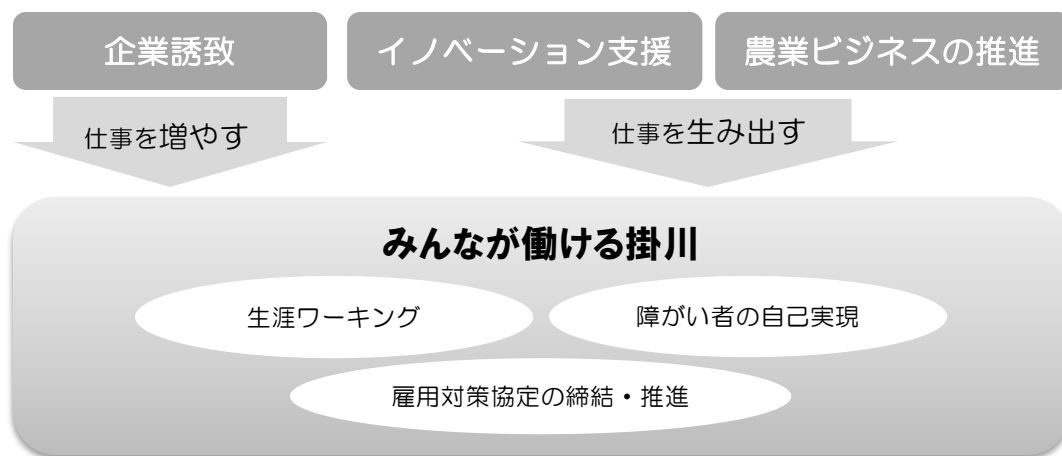
②相談窓口での相談による移住の件数

令和9年度 100件 （令和5年度 92件）

重点施策2 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする

企業誘致等による就労の場の拡大、イノベーション支援等による新たな産業の創出に取り組むとともに、T P Pを踏まえ、「攻め」と「守り」の両面の姿勢で地域産業力の向上を図り、若者から高齢者まで、あるいは女性や障がい者、移住希望者等、全ての掛川市民が、希望する就業の場で安心して働ける環境づくりを目指します。

また、この環境づくりを促進するために、就労希望者をサポートする掛川独自の仕組みを充実させます。



数値目標

市内事業所従業者数

令和7年以降 令和3年数値を維持 （令和3年 55,856人）

市内総生産額

令和9年度 6,700億円 （令和3年度 6,125億円）

一人当たり市民所得額

令和9年度 3,500千円 （令和3年度 3,437千円）

※一人当たり市民所得額： 市民所得（雇用者報酬、財産所得及び企業所得の合計）を市人口で除したもの。賃金水準や個人の所得水準を示すものではなく、地域の経済水準をとらえる一つの指標。

重点プロジェクト2-1 みんなが働ける掛川創造事業



今後、人手不足による供給制約の発生が予測されることから、有益な技術・知識を持つ高齢者の働き場の確保と地域産業力向上のため、本市独自の中小企業支援システムの設置等を進めます。また、障がい者の就労促進、女性の働きやすい環境づくり、若者をはじめとする就職困難者の就職支援等を実施し、様々な市民が希望通り働ける環境づくりを進めます。

◆具体的な施策

1 かけがわ生涯ワーキングシステムの促進

専門的な知識・技術をもったシニア人材等を活用し、地域の企業等の経営課題を解決することにより、人材の能力活用及び雇用促進、地域経済の活性化、地域産業力を向上させる。

2 障がい者就労支援事業

障がい者の就労及び定着を実現するため、市が中心となり、企業訪問、相談業務等を行い、障がい者が働きやすい環境を整備し、障がい者雇用の拡大に取り組みます。

3 労働局との雇用対策協定の推進

若年者や高齢者、女性、障がい者、外国人、生活困窮者の就労等を促進するため、労働局と雇用対策協定を締結し、ハローワークや労働局、市が連携し、地域の雇用情勢の改善に取り組みます。

◎重要業績評価指標（KPI）

①総合コンサルタント件数

令和9年度まで 累計 1,300 件 （令和5年度までの累計 829 件）

②タスクフォース工数

令和9年度まで 累計 660 件 （令和5年度までの累計 427 件）

③シニアエキスパート登録人材数

令和9年度まで 累計 120 人 （令和5年度までの累計 109 人）

④障がい者の就労定着率

令和9年度 69% （令和5年度 65.2%）

⑤雇用対策協定の締結・推進

令和9年度 26 指標 （令和5年度 16 指標）

重点プロジェクト2-2 しごとを生み出すイノベーション支援



新たな事業を開拓する企業や新規に事業を起こす人等を支援し、多くのイノベーションを生み出すため、相談・支援体制の充実等を図るとともに、6次産業化の推進や他プロジェクトとの連携により、ヒト・モノ・コトが集まる活力ある産業を支援します。

◆具体的な施策

1 中小企業及び新規創業者に対する支援

中小企業及び新規創業者の取組を支援するため、商工団体や金融機関、市が連携し、中小企業及び新規創業者への相談支援体制を充実させ、企業活動の課題解決や活性化手法に関する情報提供等による中小企業の支援や、融資、空き店舗等の情報提供をするなど創業等に対する支援を行います。また、企業や新規創業者等が連携する場の提供や、先導的な企業の探索等を行い、新産業を創出します。

2 6次産業化の推進

6次産業化により新たな事業を創造するため、多様な主体との連携を構築し、マーケティング力の強化、販路拡大、人材育成等を進め、消費者ニーズの動向を的確に捉えた上で、茶・栗・里芋等の地域農産物、人、風土、文化等の地域資源の強みを織り交ぜ、ストーリー性のある独自の商品開発に繋がります。

3 オープンデータの活用の推進

地域経済の活性化を図るため、行政機関が保有する様々なデータを利活用できる形式で公開する仕組みを整備するとともに、企業や他自治体とも幅広く連携することで二次利用を推進し、イノベーションの機会を創出します。

4 他のプロジェクトとの連動による地域産業の創出

地域の課題解決及び地域経済の活性化を図るため、障がい者の自己実現やスマートコミュニティの実現、健康増進ビジネスモデル等、他のプロジェクトにおける事業者や大学、市等が連携した取組を、地域産業の発展・創出に繋がります。

5 かけがわ生涯ワーキングシステムの促進（再掲）

専門的な知識・技術をもったシニア人材等を活用し、地域の企業等の経営課題を解決することにより、人材の能力活用及び雇用促進、地域経済の活性化、地域産業力を向上させる。

◎重要業績評価指標（KPI）

①創業支援等事業計画支援実績(創業者数)

令和9年度 延べ 210 件 (令和5年度 58 件)

②オープンデータの推奨データセットの公開率

令和9年度 100% (令和6年度 85%)

重点プロジェクト2-3

掛川市の新たな開拓 ふじのくにフロンティアと企業誘致



静岡県ふじのくにフロンティア推進事業との連携により、新たな工業団地の造成等を図るとともに、ICT環境・大都市圏への交通アクセスの良さ等の本市の強みを活かし、政府関係機関や優良企業の誘致を進め、本社機能や研究機能の立地を図ります。

◆具体的な施策

1 企業誘致の推進

新たな雇用の創出と定住人口の確保のため、国内外問わず優良企業の誘致を進め、本社・研究機能の立地促進を図るとともに、市内企業の成長発展支援に努めます。

2 ふじのくにフロンティアプロジェクトの推進

本市の経済発展のため、ふじのくにフロンティア推進区域の事業推進を図り、新たな工業団地の造成や地域活性化に資する倉庫第2PAの整備等を進めます。

◎重要業績評価指標 (KPI)

①企業誘致件数(本社機能や研究機能の移転を含む)

令和9年度 累計 26 件 (令和6年度までの累計 23 件)

②ふじのくにフロンティアプロジェクトの進捗率

令和9年度 100% (令和6年度 83%)

重点プロジェクト2-4

明日を拓く農業 農業ビジネスの推進



日照条件等自然環境豊かな本市の特性を活かし、TPPを踏まえ、守りの農業から攻めの農業に転換し、地域農産物の国内外への販路拡大、農業ビジネスの推進、あるいは本市特有の茶草場農法の活用や健康機能の高い茶の活用等を進めることにより、農業者の所得安定と新規参入者の増加を目指し、力強い農業づくりを実現します。

◆具体的な施策

1 掛川市の顔が見える流通の促進

本市の農産物の販売促進のため、事業者や関係団体、市が連携し、市民の食卓や市内の旅館・飲食店で多くの地場農産物が利用されるよう、「生産者の顔が見える流通」を促進するとともに、産地間連携を図り、地域特性を生かした互産互消を推進します。

2 健康機能等を活用した掛川茶の販路拡大

掛川茶の価格安定化のため、事業者や大学、市が連携し、お茶の有する健康機能を活用・PRし、企業の健康経営と結びつけるとともに、新たな商品開発や国内外の販路拡大に取り組めます。

3 世界農業遺産の保存継承と活用

茶草場農法により生産された茶のブランド化による高付加価値化を図り、茶草場農法の維持拡大を目指すため、農法実践者、事業者、静岡県や4市1町の世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会構成市町が連携し、効果的な情報発信による世界農業遺産の認知度向上や、茶草場ボランティアなどによる作業負担軽減、グリーンツーリズム、インバウンド等の農観連携事業等を進めます。

4 農業経営推進事業

農業経営の多様化や耕作放棄地の抑制により、農業の安定経営を図るため、事業者や関係団体、市が連携し、出口戦略を踏まえた複合経営や6次産業化を推進します。また、認定農業者や新規就農者・農業後継者等の担い手の育成と担い手への農地集積・集約や基盤整備、機械・施設、ICT、AI等の先進技術の導入等の支援を行い、農地保全や地域農業の維持・活性化に向けて、JA、市等が連携し、農業者の法人等組織化・企業化の取り組みを推進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

①経営改善計画更新時点において売上 3,000 万円を達成した認定農業者数

令和9年度 95 件 （令和6年度 91 件）

②農地中間管理機構の活用面積

令和9年度 1,000ha （令和6年度 911ha）

③掛川茶の輸出量

令和9年度 964 t （令和3年度 469 t）

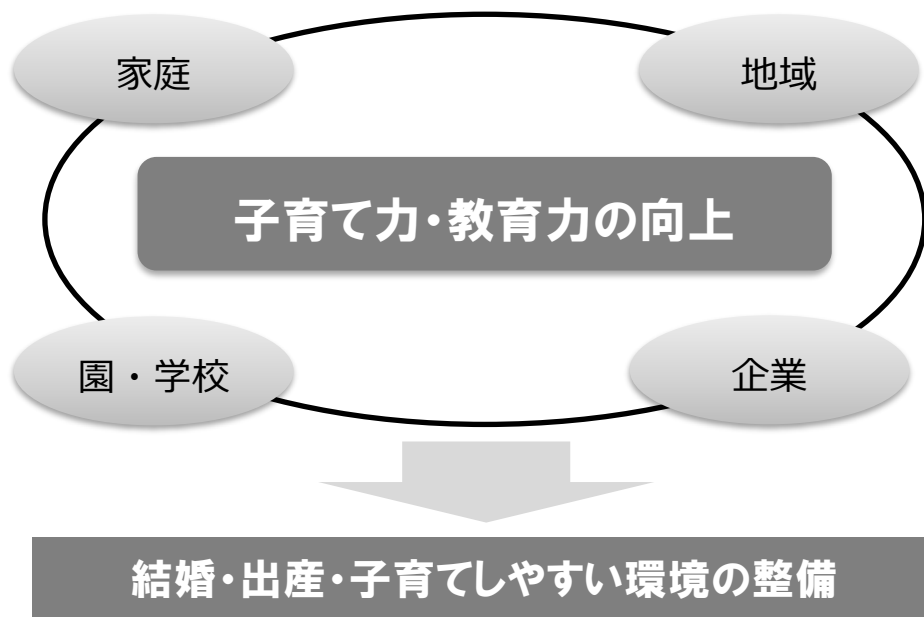
④茶草場の面積（市内）

令和9年度 242ha （令和3年度 242ha）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

家庭、地域、園・学校、企業それぞれの子育て力・教育力を高め、地域の宝である子どもを共に育てる体制と環境を整えることで、市民総ぐるみで心豊かでたくましい子どもを育成します。

また、これらの取組を子育て負担の軽減と子育てしやすい環境づくりに繋げ、結婚・出産・育児に希望を持つことができる地域づくりを進めます。



数値目標

人口千人当たりの出生数

令和9年 8.45人 （令和5年 6.44人）

安心して子どもを生み育てられると思う市民の割合

令和9年 60% （令和6年 55%）

子どもが健全に成長していると思う市民の割合

令和9年 65% （令和6年 60.4%）

※人口千人当たりの出生数：令和7年（2025年）合計特殊出生率1.8を目指し、市民が希望する子ども数の実現により達成される数値目標として設定します。

重点プロジェクト3-1 学びの協働アクションプロジェクト



学びに繋がる乳幼児期の生活と遊びの充実を図り、生きる力の基礎を育成します。

9つの中学校区の学園化をさらに進め、園小中学校の一貫教育を推進し、地域と一体となって心豊かでたくましい子どもを育成するとともに、子どもの安全な居場所の確保に努めます。

◆具体的な施策

1 教育アクションゾーンのデザイン設計

中学校区学園化構想第二ステージとして、保幼小中連携と小中一貫教育を推進します。さらに地域の大人が持っている文化やスキルを子どもたちに伝授するよう、教育環境について研究します。併せて、学校が地域の拠点として、学園内の学校以外の施設が持つ機能も果たせるよう、施設の複合化や多機能化についてデザインし、検討します。

2 3つの創る力「創像力・創合力・創律力」の育成

自らの行動に責任を持ち、他者と協働しながら、主体的に考え、新たな価値を生み出し、学び行動し続けていく「3つの創る力」を備えた子供を育成するために、子供を主役に、学び手の視点からの授業改善を推進します。

また、一人一台端末を活用して、個別最適な学びや協働的な学びを推進するとともに、情報活用能力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

3 園小接続の推進

幼児期の子供の育ちと学びを学校教育につなげるため、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを一体的に捉えた「かけがわ型架け橋カリキュラム」の作成を通して、幼児教育と学校教育の共有と理解を深め、園小接続の推進を図ります。

4 特別支援教育の体制強化

学習・生活等で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している小中学校の学校サポーターや特別支援介助士のスキルアップのため、サポーターの研修の実施やサポーターの増員等、支援体制を強化します。乳幼児については、こども家庭センターを中心に乳幼児期の子どもの発達に関して関係機関と連携し、相談や支援体制の充実を図ります。

5 外国人児童生徒の教育環境の充実

外国人児童生徒の教育を充実させるため、日本語支援が必要な外国人児童生徒が在籍する小中学校に外国人児童生徒等支援員を派遣し、児童生徒の学習・生活等を支援します。

6 生涯学習機会の充実

個々の学びを地域社会における活動に還元され活性化されていくため、新たなデジタルテクノロジー等を学ぶことができるリカレント教育の機会を高等教育機関との連携等により整えていきます。また、生きがいつくりや健康増進等のため、多様な学習機会の充実を図るほか、参加者同士の交流や自主活動、地域社会における活動等を促進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

- ①各学校『共に創る』授業サイクルプランシートを作成し、実施している割合

令和9年度 100% （令和6年度 100%）

- ②学校サポーター1人あたりの支援する児童生徒の人数

令和9年度 15人 （令和6年度 20人）

- ③園・学校支援ボランティアの延べ人数

令和9年度 100,000人 （令和5年度 91,099人）

重点プロジェクト3-2

子どもは地域の宝 地域の子育て力向上プロジェクト



地域の宝である子どもを市民総ぐるみで守り、育てるため、子育て世代に対する多様な支援や支援員の確保、さらに、地域主催の体験イベントを通じた世代間交流を促し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

◆具体的な施策

1 地域における子育て支援事業

地域全体で健やかな子どもを育成するため、ファミリー・サポート・センターを充実するとともに、園・学校支援ボランティア、家庭、地区まちづくり協議会、市民活動団体、学校等が連携し地域力を活かした掛川流の子育て支援事業を展開・支援します。

2 「はじめの100か月」推進事業

妊娠期から幼児期までの「100か月」は、人生において、人格の基礎を築く、はじめの重要な時期であり、全てのこどもの生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指して、国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（はじめの100か月の育ちのビジョン）に基づき、保護者・園・関係機関・地域等が相互連携を図り、市全体で認識を共有するとともに関連施策を推進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

- ①社会参加、世代間協働で子育て支援事業に取り組む地区数

令和9年度 30地区 （令和5年度 25地区）

- ②ファミリー・サポート・センター延べ利用件数

重点プロジェクト3-3

家庭の子育て力・教育力向上プロジェクト



家庭の果たす役割は大変重要であることから、人間形成の基礎を培う時期に、すべての子どもが生きる力を身に付けることができるよう、子育ての不安や悩みに助言する体制づくり、居場所充実等の支援等を進め、子育ての基本である親や家庭における子育て力・教育力の向上を推進します。

◆具体的な施策

1 子育てコンシェルジュ事業

安心して楽しく子育てができるよう、家庭での子育て力を高めるため、子育てコンシェルジュの家庭訪問等により、子育ての不安や悩みを傾聴し、助言等を実施します。

2 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

3 地域子育て支援センター、つどいの広場、児童館、児童交流館運営事業

親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、支援を実施します。また、地域の子育て情報の提供や子育て支援に関する講習会等を開催します。

4 居場所充実事業

すべてのこども・若者が安心して過ごせるよう、こども・若者の意見を取り入れた多様な居場所を、こどもが自分で行ける範囲に確保できるよう居場所づくりに取り組みます。

5 こども家庭センター事業の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、保健師等による切れ目のないきめ細やかな支援を提供します。

こどもに関する相談窓口等の機能を集約化することにより、市民にとっての利便性の向上及び相談機能の充実を図ります。

◎重要業績評価指標（KPI）

①子育てコンシェルジュの相談件数

令和9年度 750 件 （令和5年度 745 件）

②地域子育て支援センター、つどいの広場、児童館、児童交流館の利用者数

令和9年度 126,000 人 （令和5年度 102,205 人）

重点プロジェクト3-4 企業の子育て力向上プロジェクト



子育て世代が安心して子育てできる就業環境づくりのために、ワーク・ライフ・バランスの啓発や在宅勤務の普及啓発等、子育てに優しい事業所づくりを市民、事業者、行政が協働で進めていきます。

◆具体的な施策

1 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

安心して子育てができる就労環境づくりのために、社会保険労務士、市等が連携し、事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・支援活動を実施するとともに、事業所内保育所や企業主導型保育事業所の開設を支援します。

2 柔軟な働き方を実現できる就労環境の整備

安心して子育てができる就労環境づくりのために、関係団体と市が連携し、セミナーの開催等により、働き方の見直しやテレワークによる在宅勤務等の多様な働き方等の普及啓発を行うとともに、社会保険労務士等による個別相談を実施します。

3 子育てに優しい事業所づくり

事業者の子育て支援の取組と仕事と育児が両立しやすい職場づくりを推進するため、「子育てに優しい事業所」認定制度の普及を図るとともに、出産・育児等に関する休暇制度や子どもや孫のイベントへの参加促進など、事業者が実施する独自の子育て支援策や支援活動を市ホームページ等で紹介し、子育てに優しい企業の増加につなげます。

4 乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無にかかわらず、保育園などを定期的に利用し、同年代のこども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性がはぐくまれこどもの健やかな成長を促すために、未就学児の保育を行います。

◎重要業績評価指標（KPI）

①子育て優良企業子育てに優しい事業所認定数

令和9年度 延べ52社（令和6年度 延べ46社）

②事業所内保育所や企業主導型保育事業所の箇所数

令和9年度 延べ8箇所（令和5年度 延べ8箇所）

重点プロジェクト3-5

結婚・出産・子育て環境整備プロジェクト



結婚・出産・子育てについて、希望や状況に応じた選択ができるよう、子育て世代の経済的負担の軽減方策や待機児童解消方策の推進を行います。また、切れ目のない支援を展開することにより、子育て世代が望む子育てしやすい環境の整備を進めます。

◆具体的な施策

1 子育て世代の経済的負担の軽減

国が実施する保育料の無償化に加え、低所得者の給食費減免、子どもの医療費助成、小学校就学や中学校・高校への進学世帯に対する応援給付金等により、子育て世帯の妊娠・出産・育児にかかる経済的な負担の軽減を図り、子育てに不安を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備します。

2 若者・子育て世代の居住環境支援

若者・子育て世帯等の結婚の後押しや移住・定住人口の増加につなげるため、若者・子育て世帯等の住宅環境の改善及び住宅取得を支援します。

3 待機児童解消対策事業

子育て家庭が安心して就業できるよう、保育ニーズに合わせた定員変更による定員の拡充及び私立認可保育所等への保育士確保のための人件費補助や認可外保育施設入所者世帯への預かり保育料補助等のソフト対策のさらなる充実を図ります。

また、既存の保育所等について、「保育所等大規模改修事業費補助金」を活用し、老朽化した施設改修や経年劣化した設備の更新事業で、私立保育園、認定こども園、小規模保育施設等を計画的に補助します。

4 放課後子ども総合プランの推進

小学生の放課後の安全で健やかな居場所を確保するとともに、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を行い、総合的な放課後等の教育を推進します。

5 こども家庭センター事業の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、保健師等による切れ目のないきめ細やかな支援を提供します。

こどもに関する相談窓口等の機能を集約化することにより、市民にとっての利便性の向上及び相談機能の充実を図ります。

6 出会い・結婚支援

未婚者が結婚するきっかけをつくるために、市民、事業者、関係団体、市が連携し、婚活イベント、男女の出会いの場、結婚相談窓口等について情報提供などを行い、出会い等を支援します。

◎重要業績評価指標（KPI）

①国定養待機児童数（4月1日現在）

令和3年以降 0人 （平成31年 21人）

②子育て環境整備に満足している市民の割合

令和9年度 60% （令和6年度 38.7%）

③放課後等教育支援かけがわモデルによる放課後支援の実施校学園数

令和9年度 9園 （令和6年度 5園）

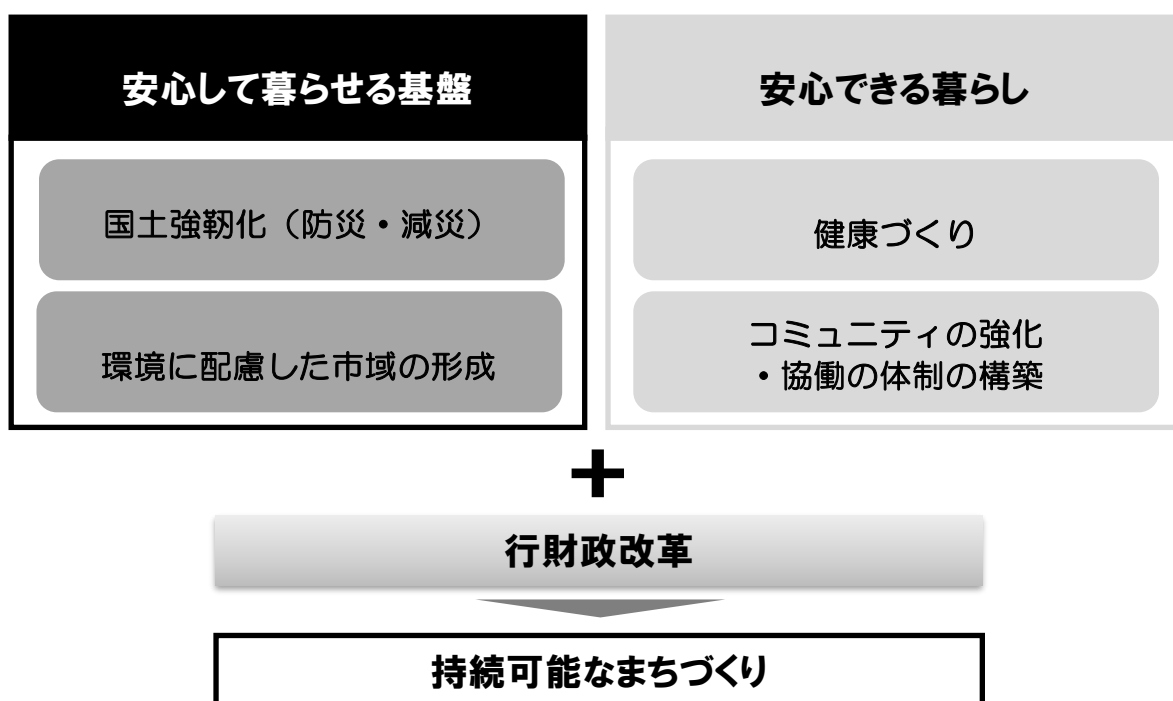
④空き家で未来を育む支援事業費補助金の交付件数

令和9年度まで 累計 45件 （令和6年度までの累計 0件）

重点施策 4 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

防災・減災への対応、環境に配慮した市域の形成等、必要な社会基盤整備を進めるとともに、健康づくりや地域の課題を地域で解決できる連携体制や仕組みづくりを進める等、ハード・ソフトの両面から、安心な暮らしができるまちづくりを推進し、継続的に住み続けたいまちを目指します。

また、これらの実現のために、行財政改革にも着手し、持続可能なまちづくりを推進します。



数値目標

今後も掛川市に住みたいと思う市民の割合
令和9年 87% （令和6年 86.1%）

人と人が信頼し助け合っていると思う市民の割合
令和9年 75% （令和6年 64.2%）

重点プロジェクト4-1

国土強靱化 強くしなやかな明るい未来の国土づくり



20年後の姿を見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい未来を持てる国土を創造するため、東日本大震災後に制定された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」に基づき、静岡県では初めて策定した「掛川市国土強靱化地域計画」を推進し、あらゆる災害に対して強くしなやかなまちづくりを推進します。

◆具体的な施策

1 「掛川市国土強靱化地域計画」の推進

自然災害による死亡者ゼロを目指して策定した「掛川市国土強靱化地域計画」（計画期間：平成27（2015）～令和7年度（2025年度）、令和8年度（2026年度）から新計画へ移行）の推進により、住宅耐震化や家具の転倒防止等の家庭の防災対策や自主防災会などの育成を進めることで、地域防災力の向上を目指します。加えて海岸防災林や緊急輸送路、急傾斜地崩壊防止施設の整備や浸水対策、農業用ため池の耐震対策等を確実に実行し、防災体制の充実強化を図ります。

2 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進

海岸付近の防災強化のため、国や県事業との協力・連携、市民や企業との協働により、レベル2津波の高さに対応した海岸防災林の整備や希望の森づくり事業による海岸防災林の植樹・育樹を推進します。有事には津波対策施設として、平時には市民や自転車道利用者が集い、散策できる森林レクリエーションや交流の場の創出を図ります。

3 広域・地域間幹線道路の整備促進

広域の交通・交流を促す交通網の構築のため、国や県、市が連携し、国道1号バイパス（掛川・日坂）、国道150号等の4車線化を促進します。さらに、高速道路へのスマートインターチェンジ設置を含む広域幹線道路間のネットワークとなる東・西環状道路の整備を促進します。また、地域間の交通ネットワークを強化するため、県と市が連携し、地域間幹線道路である、大須賀ルート、大東ルート、掛川－御前崎ルート等の整備を推進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

- ①「掛川市国土強靱化地域計画」の目標値達成項目数
令和9年度 50%（令和5年度末 82%（改定前））

②海岸防災林強化事業「掛川モデル」の整備率

令和9年度 100% （令和6年度末 84.9%）

③都市計画道路の整備率

令和9年度 59% （令和5年度末 57.3%）

重点プロジェクト4-2

資源循環による脱炭素社会の実現



2050 年のカーボンニュートラルに向けて、様々な主体と連携してエネルギーや廃棄物の資源循環を図ることにより、持続可能な社会の構築を目指します。

◆具体的な施策

1 再生可能エネルギーの地産地消の促進

地域資源の活用や地域新電力との連携により、再生可能エネルギーの地産地消を進めて、域内の経済循環の拡大と地域課題解決の同時実現を目指します。

2 地球温暖化対策の促進

カーボンニュートラル実現に向け、市民や事業者と一体となって、省エネなど行動変容につながる具体的な取組を進めます。

3 更なるごみ減量と資源化研究事業

使用済み紙おむつ、製品プラスチック、生ごみ、剪定枝・落ち葉の資源化に取り組みます。

◎重要業績評価指標（KPI）

①電力に占める再生可能エネルギー電力の割合

令和9年度 30% （令和4年度 25.7%）

②2013年度比温室効果ガス排出率

令和9年度 62% （令和2年度 82.4%）

③一人1日あたりのごみの排出量

令和9年度 603g （令和4年度 614.5g）

重点プロジェクト4-3

「ふくしあ」でつなぐ 地域の暮らしと健康づくり



住み慣れた地域で最期まで心も体も健やかに過ごせるよう、家庭、地域、学校、事業者、市等がつながり合った協働の健康づくりを推進するとともに、多世代での交流を進め、市内5箇所に設置した地域健康医療支援センター「ふくしあ」等により、医療、保健、福祉、介護の連携を推進し、健康長寿の市民を増やします。

◆具体的な施策

1 健康増進ビジネスモデルの構築支援

健康課題解決に向けた、ビジネスモデル研究に関わるフィールド提供を行い、企業と協働による健康増進事業を実施します。さらに、健康アプリの活用や、健康づくりを推進・応援する事業所や飲食店の拡充を図り、市民の健康増進と企業の生産性の向上を目指します。

2 「かけがわ生涯お達者市民」推進プロジェクト

「生涯お達者市民が大勢いるまち」を目指し、市民の健康状況等の調査・分析を行い、住民や地域、企業団体等と市が連携して、健康講座や啓発イベント等の開催により、地区活動、スポーツイベントを介し、継続的な健康づくりの推進体制を築きます。

3 通いの場の充実

子どもから大人、高齢者までが、地域で孤立しないために、地区公会堂や空き店舗、既存の事業所等で気軽に通い、集うことのできる「サロン＝通いの場」を充実させます。

4 家庭介護支援の充実のための人材育成

家庭での介護者が負担にならないように、サービスの活用等が相談しやすい体制を構築します。併せて、地域でも介護の必要な高齢者や認知症の高齢者への理解を深め、見守りができるように啓発を行っていきます。

5 「ふくしあ」による地域包括ケアシステムの充実

地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点とし、掛川型の地域包括ケアシステムの充実に努めます。また、総合支援体制の強化のために、関係機関等との連携により、専門職の資質向上を進めます。

6 移動・健康づくりをシステム化したコミュニティの研究（再掲）

地域が持続可能なコミュニティを形成するため、地域を構成する住民一人ひとりが、自立して健康的な生活を送ることができるよう、気軽に外出し買い物や医療機関に通院できるなど、地域外に出られる移動手段の確保とそれを支える健康づくりの研究をします。

◎重要業績評価指標（KPI）

①自立高齢者の割合

令和9年度 85.0%（現状維持）（令和5年度 85.0%）

②健康で生きがいを持って暮らしている市民の割合

令和9年 80%（令和6年 62.7%）

重点プロジェクト4-4

地域の絆で課題解決 掛川流協働によるまちづくりの深化



全国に先駆けた生涯学習運動や地域に根付いている報徳精神による市民力、地域力及び文化力により進めてきた本市のまちづくりを更に深化させ、地区まちづくり協議会や市民活動団体等の活性化を図るとともに、人材育成事業の推進等により、自助・共助・公助による連帯感があり、多様性を認めあえる地域社会の形成、あるいは災害に強い地域づくりを進めていきます。

◆具体的な施策

1 地区まちづくり協議会の活性化

市内の各地区の自主自立化を推進するため、全地区が多機能型地縁組織として様々なまちづくりを実施することを最終目標に掲げ、そのために必要な取組として、コミュニティ（ソーシャル）ビジネスの実施等を進めます。

2 市民活動団体等の活性化

市民活動を活性化するため、行政と市民団体等が連携し、事業実施に向けた取り組み支援の充実を図るとともに、行政と市民活動団体等、地区と市民活動団体等、市民活動団体同士等、まちづくりテーマで活動する人々をつなぐ機会を創出します。

3 「家庭の避難計画」策定の推進

避難行動要支援者への支援、災害種別ごとの避難場所や避難所を含む「家庭の避難計画」を推進するとともに、自主防災会による地域防災力の向上を図ります。

4 まちづくりを担う人材育成事業

掛川のまちそのものをキャンパスと見立て、動機づけから気づき、さらなる高みをめざす段階まで、それぞれの段階にあわせた多彩な学びの機会を提供して、協働の担い手づくりを行います。

◎重要業績評価指標（KPI）

①地区固有の課題解決に向けた事業に取り組むまちづくり協議会の数

令和9年度 32地区（令和6年度 26地区）

②「家庭の避難計画」を策定している市民の割合

令和9年度 100%（令和6年度 46%）

重点プロジェクト4ー5

選択と集中 行財政改革の推進



明日の掛川をつくる持続可能なまちづくりを推進するため、広域連携や官民連携等を踏まえた効率的かつ効果的な行財政運営を図ることで、重点的に取り組むべき施策に経営資源を優先的に配分します。

◆具体的な施策

1 公共施設マネジメントの推進

財政負担の平準化や効率化のため、公共施設等総合管理計画及び再配置計画、個別施設計画に従い、保有する公共施設の適正配置の推進、計画的な改修・更新、近隣市町との広域利用・共同整備等を行います。

2 水道事業の業務の共同化

経営の効率化を図るため、水道事業の広域化のひとつの形態である業務の共同化に取り組めます。

3 生活排水計画の見直し

污水处理施設の効率的な運用と計画的な整備推進のため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティプラント等を含めた生活排水処理計画について、社会や財政状況の変化に併せて事業優先度等を整理し、計画の見直しを図ります。

◎重要業績評価指標（KPI）

①将来負担額

令和9年度 750 億円 （令和6年度 690 億円）

②公共施設マネジメントの進捗率

再配置計画の実施

第5章 デジタル実装の基礎条件の整備

デジタルやA Iの力の活用により、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を推進し、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な人の幸せ(Well-being)が実現できる社会を目指します。

掛川市は市民や市議会、行政がお互いに尊重しあい、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする協働によるまちづくりをすすめています。

この「協働のまちづくり」とともに、D Xを推進し「人、モノ、コト、情報」をつないでいくことで、「ともにチャレンジ（共創）」しやすい環境づくりをしていきます。こうすることでともに豊かになっていく「未来に向けて誰もがつながるまち」を目指していきます。

デジタル実装の基礎条件整備 1

行政のD X 市民中心の行政に向けた変革

市民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、快適な市民生活が実現できるよう、利用者中心の人に優しいデジタル化を目指します。

◆具体的な施策

1 手のひら市役所の実現

スマートフォンを活用しデジタルで完結する手続きを提供します。また、個人に合わせた最適な情報をプッシュ型で提供したり、企業の行政手続きを電子化することで、行政の手続きと情報提供がスマートフォン等によりオンラインで完結する仕組みを目指します。

2 人にやさしい行政へのデジタル化

書かないキャッシュレス窓口の実現（スマート窓口）、データに基づく政策推進、ガバメントクラウドの推進、そして窓口の広域化及び共同化を推進し便利でスムーズな行政サービスを提供します。

3 教育のデジタル化

I C Tを活用してリアルとオンラインのハイブリッド型授業を推進や授業支援アプリや校務支援システム、蓄積されたデータの利活用、デジタルによる情報提供や連絡・相談体制の整備によりデータを活用したかけがえ型G I G Aスクール構想を実現します。

4 働き方の変革

サテライトオフィス等を活用して行政手続きを支援し、「どこでも市役所」の実現を目指します。また、デジタルを活用した業務改革を推進し、職員の意識改革を図るとともに副業・兼業人材を活用して行政サービスを変革します。

デジタル実装の基礎条件整備 2

まちのDX 市民や企業、行政のつながりによる変革

人、モノ、コト、情報がつながり循環することで、持続可能なまちづくりを目指します。

◆具体的な施策

1 つながるまちの実現

公民連携による共創社会づくり、人・モノ・コト・情報のつながり循環、キャッシュレス決済の推進、移動・交通の最適化、市民と行政のつながりから地域、まちの課題を解決し、つながるまちの実現を目指します。

2 包摂的な社会の実現

デジタル化により効果的な相談業務を実現し、一人ひとりに寄り添う相談支援を行います。またデータ活用によるヘルスケアやデジタル技術を活用した福祉、医療、子育てなどの情報ネットワークの強化により福祉・医療・子育てネットワークおよび情報の蓄積を強化します。

3 人と人がつながるまちの実現

交流人口・関係人口の拡充やダイバーシティ&インクルージョンの実現まちづくり協議会のデジタル化を進めていきます。また、オンラインによる市民参画の推進等、デジタル化による関係性づくりの補完を行います。

4 安全・安心なまちの実現

防災・防犯のデジタル化により命を守る情報提供と、交通渋滞や事故危険個所の予測等まちの可視化を図ります。

5 地域資源の活用

文化財、伝統工芸、スポーツ施設のデジタル化により地域資源を未来へ継承するとともに、エネルギーの最適化やスマート産業の創出を図ります。

デジタル実装の基礎条件整備 3

安心なDXへ DX推進のサポート

行政やまちのDXを推進するにあたり、包摂的な社会を実現する基盤として、誰でも活用できるサービスや利活用できるデータ基盤の整備を目指します。

◆具体的な施策

1 誰でも活用できる環境整備

誰もがスマホなどを使えるようにするため、デジタル機器を学ぶ機会の創出、デジタル

操作の簡略化、デジタル機器の操作支援を行い、デジタルデバイドの解消に取り組みます。
またマイナンバーカードの全市民取得を目指します。

2 デジタルデータの利活用

様々なデータを集約し、提供するデータ連携基盤の構築やオープンデータの推進によるデータ公開するとともに、人流データを活用していきます。

3 持続可能な環境整備

5Gなどの通信整備のサポートや行政システムのクラウド化、業務の効率化を目指してBPRを推進していきます。

4 安全・安心な環境整備

セキュリティ対策及び個人情報等の適正な運用を行います。

5 デジタル人材の確保

デジタル人材の育成や外部人材、副業人材の受け入れ等、課題解決に向けたデジタル人材の流入を図ります。